



貞丈雜記

十二



73
6188
12



7 3
7月 10
6188
巻12

實丈雜記卷之十

刀劍之部目錄

- 進物之太刀の事
- むきあし下緒の事
- 半下緒の事
- 太刀刀作柄の事
- さやまきさしりまきの事
- 少刀の事
- かんたう帯取の事
- あかむつはの事
- 鎌倉下緒の事
- 二重下緒の事
- 刀引の事
- 腰刀の事
- 煉研の事
- 公方柄の少刀の事

雜記十二

目一



- 兵庫鐔の太刀
- 帯取寸法下結寸法
- 鯉柄の刀
- 後三年画のさむや巻
- 少刀のち
- 守刀の事
- 尻鞘の事
- 細太刀
- 太刀もさむや
- 丸鞘の太刀
- 刀の銘菊の紋
- つのいた刀
- 長伏輪の事
- 犬もあきのち
- 刀の袴の帯もさむや
- まもさむやのち
- 尾せさむやのち 圖
- 鳥頭太刀
- 刀劔研の事
- 脇差の事

- 脇差の太刀
- 銀劔の事
- 甲州武田家鞘巻
- 刀のちうま小刀のち
- 葬礼の腰刀
- 佩太刀といふち
- 中世太刀 大太刀
- 草巻太刀
- 本阿弥の目利のち
- 今世の刀脇差
- たんひの相
- 錦包の太刀
- けぬき形の太刀
- 晝の涉座は劔のち
- 帯取のちうまのち
- 小太刀 大太刀
- 糸巻太刀 武太刀
- 黒太刀 白太刀
- 劔相のち
- 今世の太刀

- 一 白きうちらこの太刀
- 一 刀の忍みの事
- 一 雷の中帯取
- 一 透鐔の事
- 一 三所の事

武藝之部

- 一 醉舞の事
- 一 法弓場始の事
- 一 賭射の事
- 一 大具足射の事
- 一 馬上の二ツおの事
- 一 歩立の二ツおの事
- 一 歩射 騎射
- 一 奉射の事
- 一 的の繪の事
- 一 鳴弦の事
- 一 養月の事
- 一 鬼的の事

- 一 數塚の事
- 一 かけ巻の事
- 一 船の役の事
- 一 船の鬼の事
- 一 流痛馬の三流ある事三美
- 一 遠笠懸小笠掛
- 一 さとりの事
- 一 矢代々の事
- 一 式に大的 涉所的
- 一 矢沙汰の事
- 一 射つけの事
- 一 馳引の事
- 一 相撲の事
- 一 逆羽の事
- 一 笠を持の事
- 一 犬追物の事
- 一 おんもの射の事
- 一 犬退お始の事
- 一 笠掛始りの事
- 一 矢筈の事

- 一 軍陣の対象をえり
- 一 軍陣日取方角之事
- 一 神佛をせり
- 一 軍に吉凶の事
- 一 矢目の事
- 一 ねづづの事
- 一 押手筋の事
- 一 中附古今の事
- 一 弓杖の事
- 一 競馬の事
- 一 十列の事
- 一 流福馬の事 四ヶ条
- 一 騎射の事
- 一 比射初は再無の事
- 一 牽射の事
- 一 飛道具の事
- 一 古に大将自身働り
- 一 生首死者見分
- 一 首を鞆に付わり
- 一 凱歌の事

- 一 馬上の作物の事
- 一 式に大能の事 弓太可
- 一 三九手使
- 一 鞆変りの事
- 一 弓扱の事 とどあやの事
- 一 落と懸の事
- 一 神事百手の事
- 一 赤かきの花 射とりの花
- 一 狩とりの事
- 一 狭物の事 あ
- 一 大前と突との事
- 一 甲陽軍鑑の事
- 一 こころの事
- 一 中物の事
- 一 矢の事
- 一 追手狩の事
- 一 お縄の事
- 一 的おとの事

以上

真丈雜記卷之十二

伊勢貞友

千賀春城

岡田光大

内人

同 校

刀劍之部

旧記に涉太刀 金 涉太刀 金覆輪 ありてありハ柄鑿の金具

皆金と云ふはありてありハ元ハ真の太刀之東山殿代應

仁の大亂以後世の中真ありハ真の太刀を道徳あり

るもすれはありてありハ作り太刀を用ひたりされと金

又ハ金覆輪ありてありハ昔の如く又ハ太刀 白とありあり

雜記十二

一

○ 伊勢因幡守一
冊云太刀二勝と
多くとけし持の
字書く可い事

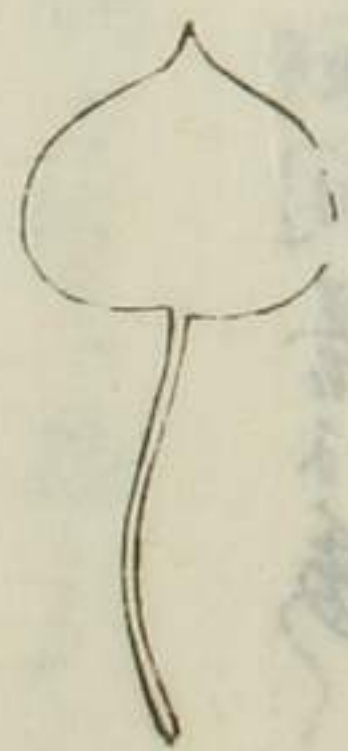
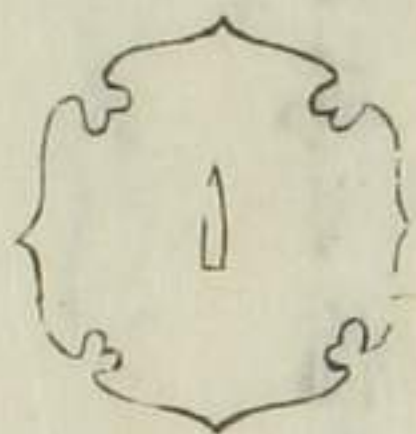
心ありと云う

○ 伊勢因幡守一
冊云太刀二勝と
多くとけし持の
字書く可い事

洛の町りるも
一又武藏
札書云と秘の
太刀の持と云
也

眼作り 白太刀の多しは太刀 黒とあるは志やどろ作り
黒太刀の多し又赤太刀 糸と何のハ糸巻の太刀の多し柄を
巻る太刀之又赤太刀 持と何のハ糸巻の太刀之を認むれ
とも自分の持料しる秘の太刀之と心之澤哭阿の
覚書は太刀令 代或百正とあり其下は柄云金との
金やく是の多し糸巻あるは右刀是は又糸との糸巻
とありと何のつひ太刀の多しを云と これらあるハ刀劔
同書に記しある
一 志と云はばとハ染様と書くと染ハ條の名と云とある
如くいひはの形 此ハ細 の形之丸き形の紋を石餅と云
同 染の多ハ飲食
の形と云

一 あつひつと云ハ葵を四ツ赤合せしや如くある 形之夫木
抄六帖題信実朝臣かつはしんさきと云ふはあつひつ
と云ふありと云ふつらりと云



一 志と云はばと云ふ 形之夫木 抄六帖題信実朝臣かつはしんさきと云ふはあつひつ
と云ふありと云ふつらりと云
ひまのやうある 結を書くと云

一 藤倉下結といふは下結のこしと云ふて組て一方は
ひまを付するを云 帝衣記と云書は何り 糸はすはは
下結と云是

一 一寸下結と云ふもの条々少書より前記しるる條々中

けをのりし 此の下結の寸分の長廿二寸の寸法ハ折て二寸

寸ある也(長) 寸五分寸下結ハ唇び口を寸五分

二重下結宗子聞書より元より寸の下結の寸之條々下結

寸對して寸の下結を二重下結と云あり二重下結とて拵拵

かゝるあり

一 太刀刀タチ亦く作拵あり寸刀劔間蓋より長く記しあり

寸蓋よりハ略し 系卷太刀 白太刀 若太刀 ひとさや いづもの作り

兵庫禰 さやさき 赤刀 刀さき

一 刀引とあり旧記より寸は古酒ゆりの寸人は蓋を寸

て我より寸の刀をぬき寸蓋をのむ寸の寸は寸蓋の寸

ハ蓋を返す人より寸を寸の寸を引出おは寸の寸の寸

いあり寸とハ寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸

の寸の寸劔間蓋より寸

一 刀ヤ寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸

寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸

寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸

寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸

一 腰カサヤサの寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸

寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸の寸

大木抄子民教
 能るがきても
 こいよはまひえ
 らぬふりかき
 こせりて世を
 おまひして
 持本のまゝ
 一六八
 一六九
 一七〇
 一七一
 一七二

名目紀貫之ありくはうちてたくひのちありあはハこて
 ろさすのを志のひとをおかふる象向の抄よさすかハ腰
 刀也火うちを付しりこく者我語者五云けまひ坂の
 つもよ挿入あり時宗情をいひ浅くは思ひくまひくま
 あまののりあれハ握系う演半しとうりさ海又この女のため
 おまの取らぬあまひたり阿のす海日としていりた
 かん腰のものをまれく出るを女のためかまを
 ぱしてしりくまひのこいよはまひえ
 人のるらんのかけまはるまのりあまのあんでのあまを
 けいよあまをすり及あまをまらうまのこいよみく

けあ骨のま腰おきすりぐきまら入たり古の武士あまや
 たる腰刀之本九寸八寸むのりをあし目貫之と挿
 入す挿あり鞘の飛ハあま切ふ小刀かりういをさしき
 下結あり短き刀前引あり寸鞘ともまぬけハ腰刀
 て下結をさすやの一説まよと結ハさけ並ねるや若とさけ
 たり腰刀をさすやの腰刀も腰おきとさすのとさす刀
 とも云くさうりまきいハ在衣巻と書く一説は上巻ハ劔の
 たりを葛よてまきいハは鞘をつらを若くもさすハ
 たり若くまきいハをさしてさすきたりあまの若巻

と云ふ又赤刀子對して赤いさ刀とも云

一 少刀チヤウの名古よりあり義貞記に云ふ小刀ハ長サ六寸中子チヤウゴ

三寸ケヌキ形ナルヘシと云えたり是腰刀也也腰刀皆

同一柄也其柄柄さぬも一尺を限りとす之柄ハ鯨の

皮にして柄の骨も亦一尺を限つば入れどもやどり

亦切りて之の世の少刀ハ柄をまさき瑞を入れたけり

甚長くても由古の少刀といたる遠たる物也

一 煉瑞チリツバといふ柄り草の瑞之柄り草といひ之の草の上

柄り柄をせんかぬも之瑞も柄り草を用ひて柄り草

のつむとひるを畧して柄り瑞といふ也

一 かんたうの帯取といふ異國より傳りてかんたうといふ

織物をさみんけてた刀の帯とりはきこかんたうハ筋

を織る柄之今のやんとあつたのやうなる柄之筋ハたを

筋もさかすもさかすも布をさすもさかすも不定さ

おひもとも古き切也の世に残りてるもさかすをかん

たう清の世に近代阿蘭陀より傳りていふ

柄ハかんたうの柄也漢嶋と書くこゝ手織りあり

たるもありと云

一 太刀の帯とり柄ひやうの古ハ二京より外ハあゝ帯のん

たうのおひらうの端を折てまをこたくがの帯とりハ

端を打ち上げし引通し 船英記に見えり曾我流

ハ 太閤秀吉の家臣名我
又左衛門の流儀あり 上中下の結指又ハ神納婚礼

木の結指あり古いゆへにむづかしいなり一具二品也

一 公方様は赤刀并は太刀と也袋に入たり由縁と申出字帳

一 冊後書は見えりさや袋をさくらちとも云々字五枚

書ありさや袋とハ鞘ハ錦をくけてぬいらくむを之柄

錦をつらめしうめをうまの上よりかきぬひくみそ同貫

をハ錦の上と云々しつゝ糸をまくて我家の寶小鳥抱

の太刀のこしと云々應仁年中ハ個ううと云傳ふさや袋

ハうりちよいつかこもき神也

一 兵庫鑲の太刀と云ハ柄ハ鞘も根の乃ハうまを包こ

おひとりの根のふりりを付てハ刀劔同答子 縁高をあらハ

せりハ太刀を兵庫鑲といふハ禁裏を甲胃弓矢太刀

あしを納り密るハ花を兵庫といふハ兵庫ハ兵庫

寮といハ役を委の内ハ何り其兵庫の奉行を

兵庫政兵庫助あしといふハ兵庫寮といハ役

屋敷ハ兵具を作ふ細工人ありそ細工人の作りたる

を兵庫鑲と云ハ細工上手あり故是を鑲中と云ハ鑲ハ

下手の作りたるハ切れと云ハ上手を云ハ作りしと云

一 いうもの作りハ太刀も根つと云ハおひとりのを造りし

虎天持いづ動作の太
カといふも一、九
カノ名思ふ動作
されもともへなれ
とも中ハカカ物作
の時、たるも、あつ
おろういとやと述る
あり延喜式神葉
二由加物凡應供神師
由加物器料者神師
賈同為 九月、月前中官
田賀物 九月、月前中官
差下部三、重三、固先
大後後行事科馬二
天太刀一口、一、張箭
二十雙 中男 已上、播磨
馬一、大太刀、一口、一、張
箭二十雙、上、播磨、阿波、
國麻直、那賀、伊、雜
前郡、對、神、丹、神、雜
の、神、丹、奉、ま、せ、ゆ、わ
る、ん、か、其、也
中、中、何、れ
中、中、何、れ

銀の細長輪を七ツ合帯直を通す一の是二の是存せり
輪十思一ツ思平輪七合是を七思平思平の是輪ふ麻の
皮の尾鞘を懸く一神標^{イカモノツクリ}補いらくららるる名
あつり物作りと云平盤裏記は嘆物作と書たり
力のハ怒物と書く嘆と云字をいのみよむこ
一 刀の銘は兼の致ある久五八十四代の天子後多羽院の以寸は
則宗^備 真次^中 延房^備 國安^{粟田} 恒次^中 國友^{粟田} 宗吉^備
次宗^中 助宗^備 行國^備 助延 あり云名なき、暇治の
くくし十二人を怒くハ十二月ハ口のそく院内ハ番を新
けきせり刀を作らせられ後多羽院に以寸の作せり

ゆづのく太刀ハ
作り年々の式定り
あり云へ 刀初阿
國の式ハ、あ、い、や、ま、の、作
り、の、太、刀、の、名、ハ、則、也、の、太、刀、
の、式、あり、神、奉
る、ゆ、づ、の、太、刀、の、
こと、作、り、を、
ゆ、づ、物、作、り、の、太、刀、
といひ、あり、
それ、を、い、らす、の、作
り、の、誤、り、あり、
らんれ

正月のつ法記云
法記の、ま、み、を、
け、ら、る、を、ハ、ま、の、
老、ハ、う、計、砂、又、た、り、
可、ハ、披、れ、な、ら、ぬ、
可、ハ、披、れ、な、ら、ぬ、
可、ハ、披、れ、な、ら、ぬ、

一 一とそそむ成の此作の十六葉の菊の紋をまきせり
一 一と一尺兼健来云一葉兼良 後多羽院番飛治作
以爲為銘云 後多羽院番飛治の唐土まきせり
一 一と日本各名所の名匠あり云
一 太刀おひしりのす法蟻川記云帯と一の尺のり太刀二
けりてつこの方よりつをとお返す
一 貞丈云は院用
ひかて一葉まの
出并ハ人の腰のせま依一
一 小太刀あり云短く一
一 刀の寸法のす法蟻川記云下徳の寸法同じの事是も寸
法ありハ寸法の何のなきも石古甲の葉ありハ寸法のあり
や才もゆき、貞丈云定法ハ寸法も太方そこの寸法

一ひりせりしより〜

一つひ太刀と云いつひ柄もさる太刀と云ふこと元来ハサ
との太刀を造物したれども應仁年中の大乱世上皆ハ
あつてつひ太刀の始つたこと私刀記云^{伴格や終る}貞牧の記目録
太刀の銘を付る事勿論之持太刀あるハ一腰の已きこと
持と付れ又糸巻をさしハ是も一腰の腰に糸と付れ又
金ぐらんあれハ金ともさつ付れ銘ある太刀ハ必銘を認
むこと以下に於太刀と云ふ銘ハ手は持と付れ又尚
も〜^{ひりつひ太刀を}持と付れ次ハ糸巻といつひ
太刀のつひ柄もさる事ありと云ふハ柄もさる事ありと云ふ

きいたのめく終つて若し帯ハハつひ太刀のめくもさる事を
糸巻と申之又金ぐらんハ太刀と申た日名もつりまてさや
つのを只もけぬりて帯取ハ紙をたて仕ゆ〜^{もん}
も〜^を申ハハ長巻〜^{方柄}も進上ゆ〜

一^{ヒシリツカ}聖柄の刀の事源平盛衰記五の卷四六の卷は清盛入道聖柄
の刀をさ〜^れ〜^を〜^り付聖柄の事詳あり〜^ハ貞丈按る事
刀と云ハさやま〜^の刀と云ハ巻の柄ハ般の皮を〜^けて放
目貫之又さめを〜^け〜^て唐木ある〜^て作り〜^る柄も
も〜[〜]其さめを〜^け〜^る聖柄と云成〜[〜]法障の事
を〜[〜]と云刃の柄もさめを〜^け〜^る坊主の髪もさる事

あるを云はれ又按鯨ハ魚の皮之魚を用ざるハ精進之儀て蟹柄とのハ乳得あらず

ナカテリシ
長伏輪の太刀と云お盛衰記卷二十 石指合裁 又見そつうの

常の伏輪の太刀ハ揚ハ勿論伏輪有鞘ハ互互の方より、よせ鞘の中分程ありゆへにせハ互互の方の、あの中分程あり、あの方よせ引鞘の中分程あり、あハ引ハあの方の、長伏輪ハあも引ゆへにせを長く、厚く、たるをさそく

後二年の陰ハ元々もさや卷の陰ハの如く



是ハ火打袋ト云り袋の裏側ハの如く記也
見合へ

ゆへにせりもまた合ふとさうたりは、其ハ腰にさして刀を扱、対こまりのりまうたりも、若し引かるとさやもぬけざるべし

東鑑云寛元二年四月廿二日条御刀鞘表有下緒云々御刀サマキハサヤニキサミメアルサヤ卷ヲスフ下緒アリトハ凡サヤノキニ下緒ヲ付ガルハナシ然ルニコトニサケラアリト断ヲ記セルハモシハ

一、サヤ卷の刀のこまりに穴を明けて草を中緒なく細くたるてかのあま引返す、中緒の如くかまひて結び余りたる中緒として切しつけおをいぬきまきしくは、是ハ澄きさや巻にて下緒一筋犬まぬきの、いと通しと云ハ胸の中緒と見合へ結びおへ、是ハ刀をぬ、時さやまにぬけて出せる扱ハ鞘を、帯るとの、さくへきの為、又犬まきさや巻、鞘表ハ腰はさして下緒を帯、又ぬき、さや巻を一巻まこひて結びおへ、是も刀をぬ、時さや巻を帯、又の、さくへき、是ハ犬まぬきと云ハ、名祿古き、あは元比、けもの古ハ、何と唱、う義家、朝臣の、さや巻、ハ、鞘表ハ細き草流を、けう、今犬まぬきと

此下緒トアルハ
犬マ子キノ事ニ
テモアルヘキ故下
緒ノ事ヲ云ヒシ
又ニテハナキニヤ
考

いふ是之或説は犬まぬき二尺片一尺マ一尺の兩七寸寸を
後余り二寸五分斗ありて藍皮之草を裏とつら合は
しを縫ハぬ之又云犬招幅五分先ハ少ひるふへ藍草思
草のうち下緒を同くをあり

一 ウチカタチ
お刀ハつぎをへるもつぎ刀の多しお刀をバつぎ刀をいふも字
五一冊ありお刀ハつぎを巻く今大トテサス
其大なるナリ

一 刀をバ袴の帯にさすて嵯川記にありて
守刀古のころは其の多義経記にありて殿に備出の糸

一 云紺地の綿にせつて包むるも卷くも同くあり
お刀はこま林信は巻く糸云赤地の綿にせつて包むるも

守刀ハ懐中
ニサス也即ワキ
ナシ也ワキサシヲ
隠劔ト云也懐
ノ中ニ隠シテサ
スユヘセワキサシ
ト云ハ即守刀
ナリ

おりの刀と云く包むるも卷くも同くあり
錦をきつせく包むるも同くあり
すり刀ハ懐中に入るお刀ありて

又義経記衣川合戦の糸
鞍馬の別義経の幼少の時小坂路の糸
サマ巻クルハ守刀ナル也
ハ長サ守刀五分ありて

合戦の時澄の下へさすも何う澄の下とハ澄乃
めこのの目をさす大納言行成頭ハ実方朝臣と口傳
して冠をおおとさす時冠取ておありてお刀の
お出してびんを撥あてらるる時見記にあり
守刀に包むるもさす物也
お刀ハハかうかい斗
さすも小刀ハさす

紀州熊野新宮
神室ノ中ニ鳥頭
ノ太刀番アリ是
ハ柄頭鳳凰ノ首
ニ似タリ鐔ハリシ
オシ也是ハ唯神
ノ幹ニノ人間
用ル物ニラス

公家東帯の時
の太刀子等々
くして手後と
云物もその
柄まかく引
くハ古風ノ
衣伎ノ
路り
かのも
むつり
○太平記卷十二公家
一統政道ノ系ニ
兵庫鎖ノ丸鞘
ノ太刀ニ虎ノ皮
ノ尻鞘カケタル
太刀掛ノ半ニ結
テヤゲト有太刀
掛トハ射向ノ草

ぬらり子もあきゆりやの中し 東鑑は兼久三年正月廿七日実成公

の三年正月を法皇幸てりし時のお布施をよみ書るる

中ノ加布拖太刀一腰 細太刀 と見えたり布拖ありしも此太刀也

鳥頭太刀と云柄ハ古鷹銅のまきし太刀之は家次才も見たり

又製造の太刀と云柄源平盛衰記 光平二年 侍共軍系 見えたり

右多次太刀と云根より太刀の柄取は鷹の爪を造り付る物

之多次の太刀を似せて製造の太刀をい作りしは詳ある

るハ知りしは家次才 大臣大 鷹ノ系 曰鷹銅多次太刀之何の

鷹徑辯疑論 野村 次才篇 曰隨身綿帽子ヲ折鳥帽上着之

水干下濃袴鳥頭太刀ヲ帯_ヒ猪皮尻鞘入ル_ニ長初礼

二日大永四年正月十六日太政大臣大饗沙鷹銅_ハ左近府生

下毛野敷利鳥頭_ハ劍 件ノ劍顯季ノ劍之上皇賜装束末次ニ僧侶預

斑尻鞘 給_テ銀作_ル鷹頭螺鈿劍無_ク貫緒_ナク

太刀はあ_リ帯_トり_ヲ結_テ腰_ニ太刀を_ガり_テハ太刀を_ぬ

にぬき_テあ_リを_腰に_引つ_める_ハ古風の_まは_ぬ

あ_リ拾遺集神樂の_あり_しあ_らね_のめ_ぬき_の太刀を

さ_げも_さつ_てあ_らの_まこ_を採_りた_らも_と何_らさ_げ

も_さつ_てハ太刀を_ガり_テも_くを_さし_{軍陣}ハ_殊更_ガる_ヲ

さ_けて_ける_ハぬ_らり_ぬる_ハも_も太刀を_ガり_テ結_ます_ニあ_らひ_て

太刀の_ぬら_りぬ_らり_ぬる_ハも_も太刀を_ガり_テ結_ます_ニあ_らひ_て

ズリユルギノ糸
ノ所ヲ糸ニセズ
漆草ニテスルヲ
太刀カケ草ト
云也太刀ノカ、ル
所ナリ

草は腰筒といふ物を作りてかゝる程の腰より引合せて置く
是ハぬくよゑに腰筒の事ハ武具の類ニ記述せん考へて又
曾我物語卷六五段大破一帳巻をとり入ひ置ぐるの事あり
とらてひつゞけ伊東重氏の四尺六寸の志やぐどう作りの太刀
十名字にむきひき云て是又かゞせけたる

一 撥治ハの上子の赤くも名作の太刀刀ハ青妙不思儀あり
あり切れの事ハをいふは及ぶる事なり然るも名作ハ切れ
ざるも何ノ事妙不思儀ありも何リ是を扱ふハ大村
加トウ著したる書刀劍秘宝ハ云撥治場を清りたるハ
古者天國以是上ノ作ハ何れも教の如く扱ふる也

太刀ハ靈妙ありて珍事中大悪事災難を遁りへき扱ふリ
細るを研トキヤとく時ハ道具かゝるは依て已ラ火を以てあがり
道具を柔ヤワラカすハ研ク之道具かゝるハ研ク時ハ双先ニ
不ト多ク何リ亦一日カるハ不ト二日もカるハ依テ皆ハあリ然レ
中ニ考テ研ムハハ此ノありト也。然ルハ湯ヲ玉ノ立ツ極
ハ沸カ一期ハ五度もシ及ムかクも先ヲ研テ湯ヲ陰ニ
拭ヒ入ル耐ハ必シ沸場をシけ拭ク上ニ作大燗又の道
具亦ハ備ハあリ也。切れノ要キ多くナリ皆ハ此ノ如ク研テ是ノ
あらうナリ。故ニ是ノありト不切古ノ上ノ作ハ胆
リハ能ク後ハ希ニ之ヲ研テ是ノあらうト日本ノ名作

の道具皆まゝくゝ代^{シヨ}々分けハ名物と思ふ人あれども
去^キ振^マてハあ^ハ嗚呼あが^クる先の名物ありやハ言^ハ語^クを
終^ル筆^ヲも尽^スまるあ^ハい^ハ今^ハ名^ノ斗^ノ名^ノ物^トハ道具ハ
名^ノ物^トハあ^ハき^ク物^トあ^ハ上^ノ作^ノの昔^ノの地^ノ虜^トあ^ハるま^ニて皆^ハ失^レて
悪^ク情^ナあ^ハき^クあ^ハ名人^ノの焼^クあ^ハあ^ハ火^ヲをあ^ハりあ^ハり依^ル
靈^妙不^思儀^{アリ}あ^ハりた^ハる太^刀もあ^ハり何^ノの靈^妙もあ^ハり古人^ノ焼^ク
この靈^妙火^ヲをあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり焼^クあ^ハりあ^ハり火^ヲを
又^ハ後^ニ火^ヲをあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり焼^クあ^ハりあ^ハり火^ヲを
火^ヲをあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり焼^クあ^ハりあ^ハり火^ヲを
刀^ノの魏^晉何^ノあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり靈^妙不^思儀^ノあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり

刀の心と帯る心不通して靈妙あり予が刀腰差百腰紙
あ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
嗚呼情あ^ハき^クあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
消^テ後^ニは烟^ノ里^ノの白^ク殘^リあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
火^ハハあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
空^ノの消^スる道具^ハ石^ヲを以^テてあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
れ^ハ火^ハ不^出是^ノ火^ノの消^スるあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
と^シてあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
赤^シてあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハりあ^ハり
山^ノ一^ノ燈^ノの火^ヲ消^スして山^ノ繁^昌して火^ヲを吹^ク飯^ヲを食^フ

辨は納る耐ハ善根^ニありて云武士ハ人々古き火五百
 年手手逆の火ハ不^レさるる事^ニありて火ハ知^レる刀服^ニは
 ぞう心持^テ之刀を^レあ^レて^レ武^ニの^レ進^ニハ^レ得^ルありと云ハ^レる^レ記
 其如^ク一^ニ焯^キをや耐^ハ浪^ノ治^ノ境^ニニ^シテ^ハ備^フ文^ヲと^テあ^レ刀^ノ魂^ヲ情^ニ
 火を^レ焼^キあ^レき^テ耐^ハ亦^レ様^ヲを^レ忘^ルむ^レ常^ノの^レ疾^ハ太^クあ^レ踏^ルん
 と^モれ^ルも^ハ世^ノあ^レる^レは^レ是^レ秘^ノ太^ク切^ルる^レ後^ヲを^レ研^ルむ^レ火^ヲ
 消^スれ^ル靈^妙も^ハあ^レ人^ヲを^レ切^ルる^レ切^レ色^ヲ以^テ硬^キ拍^ヲを^レ切^ルハ
 疾^ハま^ッづ^リ或^ハ折^ルる^レ毛^ノ火^ノ消^スる^レ悲^シき^レ武^ノ名^ノ拍^ノの^レ道
 具^ノあ^レる^レも^ハた^ラし^ク以上^ノ刀^ノ秘^ノ秘^ノ之^ノ文^ノ者^ノの^レ刀^ノ秘^ノ秘^ノを^レ記^ス
大村加トと^ハ浪^ノ人^ノあり^テ生^ノを^レ知^ル
 後^ニ松^ノ平^ノ越^ノ後^ノの^レ家^ノ臣^トあり^テ越^ノ後^ノ波^ノ波^ノの^レ寺^ノ又^ハ浪^ノ人^ト成^テは^レ戸
 浪^ノ拍^ノあり^テ居^ルに^テ元^ノ末^ノ武^ノ士^トを^レ浪^ノ治^ノの^レ工^ノ五^ノあり^テ生^ノ階^ノ刀^ノ

一の付太刀と
 云ハ柄鞘ともに
 合のうもつねを
 のて包もつねを
 うのり付と云
 ハ太刀のまきう
 ら身も合も
 包もつね

難^ク事^ヲを^レ好^ムて^ハ上^ノと^テあ^レり^テ加^トう^ノ推^ルる^レ刀^ノハ^レ生^ノ牛^ノの^レ首^ヲ一^ニ折^ル
 切^ルる^レけ^レら^トし^テ加^トう^ノお^レる^レ刀^ノの^レ秘^ノハ^レ作^ル武^ノ士^ト大^ノ森^ノ治^ノ於^テあり^テ耐^ル
 大^ノ村^ノ加^ト耐^ルと^テあり^テ又^ハ越^ノ後^ノ幕^ノ下^ノ士^ト大^ノ村^ノ加^ト
 と^テ何^レて^ハ表^ニ真^ニ十五^ノ枚^ノ甲^ノ伏^作と^テ云^フ銘^ト有^ル
 丸^ノ鞘^ノの^レ太^ノ刀^ノの^レ多^ク太平^ノ記^ノ卷^ノ十二^ニ及^ルる^レ兵^ノ庫^ノ彈^ノの^レ丸^ノ鞘^ノの^レ太^ノ刀^ノ
 虎^ノの^レ皮^ノの^レ虎^ノ鞘^ノけ^レた^レを^レ云^フ回^ノ卷^ノ廿^ニ陸^ノ右^ノ利^ノと^テ引^ル物^ヲせん^ト
 金^ノ作^ノの^レ丸^ノ鞘^ノの^レ太^ノ刀^ノ一^ニ握^ルる^レつ^レふ^レは^レ出^ルて^ハ案^ノ昨^ノも^ハこ^ト引^ル也
 之^レれ^ニ同^ノ卷^ノ廿^四紀^ノ別^ノ統^ノ門^ノ山^ノ軍^ノノ^レ系^ノ津^ノ小^ノ次^ノ所^ノ六^ノ尺^ノ三^ノ寸^ノの^レ丸^ノ鞘^ノ乃
 太^ノ刀^ノも^ハ拵^ルる^レり^テ云^フ丸^ノを^レや^ハと^ハさ^レや^ヲを^レ丸^ノと^テした^ルる^レも^ハ
 あ^レる^レ丸^ノハ^レ一^ニ握^ルる^レも^ハ合^ノ作^ノの^レ太^ノ刀^ノの^レ鞘^ノも^ハ合^ノ作^ノを
 包^ルる^レも^ハ古^ノ者^ノも^ハ合^ノ作^ノの^レ丸^ノ鞘^ノの^レ太^ノ刀^ノと^テ何^レり^テ只^ハ丸^ノを^レや^ハの^レ太^ノ刀
 と^テあ^レる^レも^ハ何^レり^テ同^ノ也^ト丸^ノと^ハ一^ニ握^ルる^レも^ハ合^ノ作^ノの^レ太^ノ刀^ノ
丸^ノと^ハ一^ニ握^ルる^レも^ハ合^ノ作^ノの^レ太^ノ刀^ノ
 印^ノも^ハめ^ト云^フも^ハ同^ノ也^ト

表ノ装束抄
 表ノ装束共無
 ノ衣ヲ圍花
 田ト云モ同意

脇差の刀ハ別
守り刀ハ別
斗トハ小刀ハ
大ハ今ハハハ
小刀を以て
うらふをさ

一 ^{ワキザシ}脇差といふ物は幸名脇差の刀ハ刀といふハ刃物の惣名ハ脇

刺ハ隠劔といふ懐中ハ徳トハ同心の爲トハ寸許ありハ柄

ざりの刀と云ふれを略トハ振トハ寸許ハ古のハ寸許

ハ長ハ柄ハハハ寸許ハ寸許ハ柄ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

ハ柄ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許ハ寸許

建武式目録加貞
和二十二三沙汰
曰正月ノ祝亭引
出物車止重物
甲冑太刀の類
金銀類唐物類
用銀劔以下輕物
を輕き物云ハ
金具ハ銀の焼付
て旅相よ
らみも名作ハ
ハあつたを
ハあつたを
ハあつたを
ハあつたを

を脇に隠して出さる。右脇差の太刀と云々。右最勝
葉中より最勝王経を傳せり。其の時延曆寺に東大寺の傳
之其以ハ乱世の傳も太刀あるハ隠して持出たるを
太刀折刀あるものも廣きものだんじり物といふた
云河を畧したる。太平記卷二十二 神南台 山名
の伝人ハ福間之良とて母ハ名を知らざり。太刀
三尺寸の太刀だ。廣き作りたるを稱本之尺斗を
蛤齒よりき合せきだ。廣き作りたるを稱本之尺斗を
平く廣き。

銀劔といふ銀作の太刀之上古礼式の道あるハ太刀浪劔
をいつひく。東鑑源平盛衰記平家物語源義平中
年

年ある。元より正月の初の日又久閑の時候食たる
人ハ浪劔。由東山殿年中行る。其の記ある。元
今ハ將軍家代始ハ大和武尊代浪劔を執す
此ともこれハ白木鞘の刀ハ其の銀劔ハあつた
其名をり。古ハ浪劔とてあり。其ハ畧して白
木鞘の。執す。年ハ未。又武正の時
白太刀と。眼劔ハ同物。錦包の太刀ハ其の鞘袋
に綿をうけ。其の柄を。其の柄を。其の柄を。其の柄を。

又勤^{カシカキ}取とも書く之如名加美賀^{カミガキ}岐とありか、^{トノモ}後より
むすぶとつひあつたり古実方朝臣いふるありて篇を
以て行成^{ツカサ}師の冠を赤着させし行成^{ツカサ}師いふなりて
司^{ツカサ}冠を取らせしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
かきつけられたりしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
うくろの物にして外の多しは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
鎌倉將軍の時代より、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
いふるは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
いふるは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に

かとうい小刀をさす事とあるは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
を字五丈双紙小書とありしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
いふるは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
一 今世禁中とある書は、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
^{伊代の}先年研せしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
^{伊代の}先年研せしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
^{伊代の}先年研せしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
^{伊代の}先年研せしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に
^{伊代の}先年研せしは、^{千利抄にあり}後醍醐天皇の御代に

に右の所翹をさるる所畫の所翹の所劔と号まるとし
 別殿へ入るる所ハ内侍の所翹を拵りし所供は
 さのりか行平の作を用らるるの後代出束し
 古代の登の所翹の所翹ハ乱世ハ紛々たる所
 酒井氏ハ所翹を拵りし所ハ武家所翹せし中酒井氏
 せりし所ハ酒井氏ハ所翹を拵りし所ハ武家所翹せし
 所記ハ將軍義量公亮所翹應永三十^甲辰年二月廿九日於
 等持寺火葬の事記しる所ハ後人
善白直無
コヒマカウ

酒井氏ハ所翹を拵りし所ハ武家所翹せし
中酒井氏

所記ハ將軍義量公亮所翹應永三十^甲辰年二月廿九日於
等持寺火葬の事記しる所ハ後人

善白直無
コヒマカウ

酒井氏ハ所翹を拵りし所ハ武家所翹せし
中酒井氏

ソラニチラハクと見えたりを母は戸をて武家はハけりし所ハ町人
 刀箱ノ袋ニ入ル
 の葬禮ハハ脂蓋の柄を白紙にて包てきすハかの緒の袋は
 入る所風の残り供りし所ハ
と母町人の刀の柄を紙にて包て
笑ふ人ありし古風の残りし
 一武雜記ハ太刀の帯取の事詠木ハ不可然ハ但近年詠木も
 違上ハ略然しといひたるの帯をり本儀をいひしハ趣
 といハ詠木ハ本式ハ非也といハゆゆ然とて詠木本式上古も
 用るる
詠木ハ平
紐の結也 拾遺集の神樂歌ハ「いそのうららかなや男
 の太刀もささくその結もあつゝ官ちうらよらん
一兼兼良三梁塵
愚抄ハ云いそのうらら
 かなハ大和國市留とてあり名こそこはあ。男をささくあつゝ古きをささく
 年老の事といふやんその結もあつゝかなの帯取の事といふはあつゝささく
 ハささくこの結ハ紐をいひたりし事をもささくあつゝ本ハ詠木ハ男をささく

かんたうを本と云うより室町殿の比の風俗よりかんたうは外國より傳ふなり

一 佩太刀と云ハ其より長き太刀也太刀は長し、おあひあき、はれぬ

多し、はき太刀と云ハ中平太刀太刀長太刀野太刀の長き

ぬ太刀と云ハこれ、はれぬ、はき太刀と云ハ、おあひあき、はれぬ

佩太刀の長き、人の身の大由より腕の長短あり腕の長短

おあひあき太刀の長短あり、腕の長き太刀はぬ、あり

あり、は、自由、ぬ、より、位の長きを以て自身の佩太刀の定

尺と云ハ、一、五、七、八、九、尺、は、限り、はれ、より、内、二、尺、又、三、尺

一、二、尺、は、佩太刀の長きの、は、ら、ぬ、なり

一 小太刀と云ハ是も佩く太刀に、おあひあき、より、長き太刀より、は、甚、短

き、は、是ハ、所、より、短きを用ひて、刺、あ、き、寸、より、一、尺、は、數

寸の、お、き、は、ぬ、なり一寸、より、ひ、き、は、ぬ、又、ハ、寸、より、一、尺、は、數、寸、あり、又、ハ、寸、より、一、尺、は、數、寸、あり、ハ、寸、より、一、尺、は、數、寸、あり、ハ、寸、より、一、尺、は、數、寸、あり、

一 大太刀ハ佩太刀より、甚、長、く、六、七、尺、外、は、あり、は、甚、は、き

お、あ、ひ、あ、き、は、れ、ぬ、なりは、甚、は、き、は、れ、ぬ、なり、は、甚、は、き、は、れ、ぬ、なり、は、甚、は、き、は、れ、ぬ、なり、

かけ、は、お、き、は、ぬ、なり、お、あ、ひ、あ、き、は、れ、ぬ、なり、は、甚、は、き、は、れ、ぬ、なり、

は、甚、は、き、は、れ、ぬ、なり、お、あ、ひ、あ、き、は、れ、ぬ、なり、は、甚、は、き、は、れ、ぬ、なり、

一 中平太刀と云ハ佩太刀より、甚、長、く、大、太、刀、より、甚、短、き

太、刀、と、大、太、刀、の、中、は、中、平、太、刀、と、云、は、甚、は、き、は、れ、ぬ、なり

つ、は、お、き、は、ぬ、なり、大、太、刀、ハ、あり、は、

一 長太刀と云ハ、五、六、二、三、尺、外、より、甚、長、く、握、を、ま、け、た、り、

或書ハ柄の長さハ人立て耳の下より足の前迄の
長さ云々云々是ヲ太刀と云長巻と云ハ戰場ニ人馬の足
かへりたるも倒レ柄切多きをもちせしめハ刃を磨くに
及きしと云ヤもあき之柄を長く片巻より柄巻
とも云ハ石突あり 雑刀ハ
別あり

一 野太刀ハ右より云々長太刀の如し

一 糸巻太刀ハ柄下合襖錦ありて巻て糸巻ハ平紐之令具
皆赤銅ナリ地ニカブト金ナル所アリサレテは徳を通ず黒皮之
ウデヌキありて目貫家の紋やきつけ瑞赤銅と云令後備
を掛け葵瑞之家の紋を金と付之鞘黒塗家の紋を付

也帯取の柄口より二ノ是ハ七柄よりけたる切れをいけ
其上を柄と同一糸巻を渡り巻をもちセメカ子三ノ帯
取ハ啄本又ハカシタウニタクホクの時ハ帯取足向あり
を黒皮と縫ひしむ之引モヨセアリ是を糸巻
の太刀と云也武太刀ハ軍陣より太刀也

一 武太刀と云ハ軍陣より太刀の懸名之装束の時ハ
太刀前縁太刀衛府太刀あり糸巻とぬる武太刀と云

カハマキ
皮裏又草裏
一 草巻太刀 同シ草ナリ 鞘を草にて包みし縫ひ
なくとも太刀之皮の上ニ金物アリ柄較黒塗之皮の上
ワケリ草柄ノ康富記卷七文安元年八月一日丁未ハ執事礼

真丈云黒太刀ト云
ハ柄サメヲカケテ
黒クスル柄マカス
目貫家ノ紋焼付
也サマク白ヌリ家
紋ヲ付ル也金具
皆赤銅ニテナリ
地ナリ鐸ハアヒ
ツバ赤銅家ノ紋
付也帯取赤銅シ
ヤウブ革タケボ
ノ時ハ足間ニアタ
ル所ヲ黒皮ニテマ
ヒクム也是ヲ黒太
刀ト云又黒作ト云
同シ事也

★大太刀太刀ト云
ハ柄サメ銀ニテノシ
付也ニテ付ト云金柄
ギンノサメニテ柄
巻ス日貫キニテ
家ノ紋ヲ付ル鐸ハ
葵ノ紋也家ノ紋
ヲ付ル鞘ニ銀ニテ
包ミテホリ家ノ紋
アルニ金具皆キ
ニテケボリ有帯取
シマウフ革タケボ
ノトキハ足間ニアタ
ル所ヲ白地銀欄ニ
テ縫ヒクム也是ヲ
太刀ト云

進上官涉方涉劔一腰は裏き 形源と一字高う太刀
今も形源の家又傳へて在ら草包の玉刀也

黒作太刀ト云ハ涉成ニ身故室ト云黒作太刀ト云の端ハ
ぬりつむるとい合具も赤銅とい塗合具といもせらぬ
ぬりもやつらハさぬとい糸といも草といも葵といも
かひらうハ志やうハ草たうとい仕は是有もさきいん
ハ是を黒太刀ト云ハ

白太刀黒太刀のり宗五大双紙ト云糸ハジツム大らハらりのり
單の糸兼ハ下ト云ハらの白きを腰より上へのりをし
して裏を多く志を黒く黒ト云ハ太刀ハ白太刀ト云つら

きやとも白ト云真丈云白トハ報云つら張の折きぬのあり
きやとも白ト云報ヲ以テマムナリ又折やハ太刀ハ志太刀ト云
ぬりかこつら志ぬをふけて志ぬか志ぬとらけ
ありけがり ぬりこたも 目貫我家の紋を寄つけ
中一帯とら志やうハ草是あいもつらもすら志を
つら太刀ト云うぬき入へらぬりしきとら太刀
折刀ぬらぬき入へらぬりしき

本阿弥の刀劔の目利ハ撥治の正作ら否を同利とら
ハ刀ハ狭く骨の切多や否を同利とらハ形中阿弥の目
利を極れ付ら正作ぬ骨の切多やあるハ研尾

う研す耐は終の瓶固くした中も研めざるは依り勢湯
 は漫く又ハ葉火を焙りて研た刀之本阿弥をれをえり
 半ありきれ又ハ見あて知りぬりては極れを出
 せれあふへ又疑き物をも視合を望のみく出せば此れ
 極れを聞きて畢竟極れハ刀を常の耐の終極をいふ
 事といふ実用ハ三つ切て試み能く骨の切刀を常
 せし一本阿弥が極れを極めし人
 一 近比^{近サ}相^相なるもや出たり是刀の吉凶を定めし
 多お應不相應を以て考へ何の益もなきものれは物
 といひまの人あは甚信作せる心正直なり躬の行正

大小ヲサ大車太
 田備中守作信
 長記天正六年
 十月廿四日條信
 長公ヨリ御太刀
 拵ノ御腰物并
 御馬皆具共二
 拜領云々此頃
 ハヤ太刀拵ト云
 名目アリ

今世の^{古ハツルカ}刀^カに^モ服^ハ差^ス 乃^ハ兩^ノ刀^ヲを^レ相^シ添^フ
古ハ短クテツルカ入サレ物
 吉の時代^{大名}戦國^氏の耐^氏より始^氏まる^氏或^氏書^氏井上^氏の^氏藏^氏肥^氏前^氏國^氏就^氏
 造^氏寺^氏大^氏名^氏の^氏太^氏閻^氏一^氏階^氏急^氏し^氏て^氏此^氏目^氏は^氏然^氏り^氏善^氏者^氏何^氏公^氏の^氏
 たり^氏耐^氏秀^氏吉^氏公^氏就^氏造^氏寺^氏より^氏仰^氏ハ^氏久^氏く^氏して^氏耐^氏面^氏之^氏我^氏等^氏の^氏
 種^氏々の^氏信^氏道^氏具^氏見^氏セ^氏て^氏し^氏と^氏則^氏就^氏造^氏寺^氏を^氏連^氏之^氏後^氏

太刀ニ脇差ヲ并
シフヘシ事大内
義澄記天文廿二年
金作ノ脇差ニ太
カヲ入テハキ五
フ云々天文ノ頃ハ
太刀ニ脇差ヲ入
テハキト見エタ
リ

上ノ脇差も造寺ノ氣ヲうひあへ刀脇差をぬき造寺ノ
持（き）申（こ）仰（お）先（は）上（は）脇（は）ひ（し）造（ぞう）寺（じ）造（ぞう）大（だい）中（ちゆう）持（ぢ）上（じやう）
脇（わき）差（さ）又（また）秀（ひで）吉（よしか）家（け）傳（でん）林道安台命ヲ
直テ撰スル書 天（てん）正（せい）十（じゅう）五（ご）年（ねん）四（し）月（げつ）秀（ひで）吉（よしか）
使（し）攻（こう）岩（いわ）舟（ふね）城（じやう）中（ちゆう）畧（りやく）大（だい）權（けん）現（げん）使（し）者（しや）本（ほん）多（た）豊（ほう）後（ご）守（しゆ）廣（こう）末（ま）余（あ）と（と）共（とも）三（さん）
攻（こう）城（じやう）有（あ）戦（せん）功（こう）秀（ひで）吉（よしか）感（かん）之（し）賜（たま）羊（ひつ）皮（ひ）羽（う）織（お）及（および）金（きん）鐔（てん）脇（わき）差（さ）其（その）
耐（たい）既（い）ニ（に）禪（ぜん）を（を）入（い）る（る）照（しやう）差（さ）あ（あ）り（り）是（ぜ）等（とう）を（を）以（も）つ（つ）て（て）考（かう）ら（ら）ふ（ふ）大（だい）小（せう）を（を）き（き）
半（はん）ハ（ハ）信（しん）長（ちやう）秀（ひで）吉（よしか）の（の）比（ひ）戦（せん）圍（い）の（の）時（とき）より（より）其（その）風（ふう）俗（じやく）之（し）を（を）承（じやう）り（り）以（も）つ（つ）て（て）
兼（か）み（み）ハ（ハ）け（け）ス（ス）リ（リ）

一 大太刀ぬくる大太刀ハ背より負ふ物也是ハ敵ニ討てぬき合
せらる物ハ此ニ合戦初ハ亦ハ背より負ふてぬき合

カナツバ
七ノヤキハ背より負ふ物也

一 金鐔の太刀の事永享堂町行幸記云云糸少將ノ鐵物

三重涉太刀カナツバ
燒付 金襴盆涉馬月毛 と何ノ下文ハ今ノつど

書セ何ノかまつどとハ金鐔の事也則羽を修て合をやす

たが源平盛衰記ト云合鐔の太刀ト云る何ノ此也

一 白きくちんこの太刀の事花涉而行幸記云云太刀カナツバ帯カナツバと云

きくちんこの太刀をぬきくち則丸鞘の事也白くハ球を云

張して柄鞘と云ハ一色ハ包いたるを云之糸の丸鞘の糸也

白きくちんこの太刀也

一 刀の事この事刀の事とハたがハ人の事也英時ちびる聞

ものこされむむし種のももむの舟さく左方ひきく
 其外又危者たぐあふよそのひきくし又言くあるを
 鬼とて是を是と申て抄りかく刀乃る名みくつハハ刀
 の槌の事あるを愈し

一 雪の下のおびらりの筆雪の下の云縮吉く外國より渡
 一 物とて地合はせんる海のはくは横筋をあらくは織
 一 一色くは茶葉黄白横色を定くし又ハ茶葉黄
 横色も織たるありは縮吉とあひしを作しを云と也
 桑入の袋あらふもも雪の下の云切くハ別也

大石折刀の澤邊ヌカミの事其物ハ云くは云くは云くは元龜

池田勝入天正十二年
 四月九日於尾州長久
 寺永井傳八郎討取
 也于時勝入四十九キト
 云サアラハ天文五年
 ノ生レ也依テ考レハ
 元龜天正ノ比ハ邊
 鐔アリシ也
 塚原ト傳百首妖
 永録頂 鐔ハタ切
 又キアラ好ムハ厚
 ク無故アラカキテ
 ハリ此哥ニヨレハ天
 文永録ノ頃ヨリマ
 アリニナルニヤ

天正の以より透一もありありあり或人云信長云の太刀澤一
 透一ありと云又永井鞠負丸は池田勝入の太刀澤ハ
 角ハ所透一あり一説ハ赤山義政ハ好給ひより始
 せりといふなりされと此より日記ハ不見ありありは澤邊
 一 元龜天正の以ハもヤ何ヤハありあり

一 赤刀の事貞順故実集云赤刀ハ鞘を青漆かくるん
 ハ事ハ是本或ハかくハ裏ヤ一色なり云くは云くは
 の方ハ并斗云くは云くは云くは小刀と并 両刃分多
 ハハ後ハあり事ハなり

一 三所おのり母目貫并小刀ハ云くは云くは云くは

祐乘ハ東山殿
時代ハ永正九
年五月七日卒
歳七十三代目
光乘ハ元和六年
三月十四日卒
歳七十二

此名目古代はすへともく條くけきある云云方格は勝也
の條目貫九の月つが相焼付の并志やどうみ焼付
又極の内左方はぬきのぬきあり相を焼付の并小刀
へりこりぬきをんありきく是れ目貫の并ハ相目格は付
いとも海せうの并小刀相の抄法注きとこれハ古代目貫を
并ハ目格はありとあれと小刀ハ別ありて既ハ後後
家ハ祐乗宗乗乗真比三代の作目貫并と一品
掛ひるハすくまうりていつ光乗より以乘ハ目貫并
小刀ハ掛くる品出たりと云説ありされハ元龜天正元和
の次もやハ別ありてありて

武藝之部

一 舞舞タイハと云来ハ大的のこふ限も大追物の舞舞並懸の舞
舞やゆめの舞舞とも云又寶弓兵艦ハ舞舞とも云
舞舞とハ射禮法武の事その世正月上日涉弓場始の大
射の事を舞舞射的といふあり何やまうて此弓場始の大射
ある本武之又大射物といふありいりてあやまうて大射的
いりてハ一向あき名目也是て何舞といふも舞の武
をいふも舞といふ

舞舞は舞舞といふ
ハ招内舞舞判
舞舞ニマウギタイ
ハイ云い又花雲
舞舞ハ舞舞ハ舞舞
舞舞ハ舞舞ハ舞舞
舞舞ハ舞舞ハ舞舞
舞舞ハ舞舞ハ舞舞
舞舞ハ舞舞ハ舞舞

正月は弓博始の天的の耐る太郎の
弓太郎トハ初一番大前ニ
カテ射ル人トハ号上焉ニテ
之作 兄矢ハ天下泰平の矢才矢ハ國土安穩の矢之を
 射とんしてハ凶と云況あり天下泰平の矢國土安穩の矢
 あとちるいしハ多妙はあきるは古傳の書ふにあさ
 るくその矢あふりてもも守れても古凶ハあきるく熱の射
 手六人射の多天下泰平國土安穩あるよりてその收候は
 射させしるくは祈禱の爲ハあきり祈禱の射
 するを奉射の天的と云之は阿ハ奉よりん古凶をも云
 あり保るを云一

賭射ハ賭物ヲ左
 右ニツク置テ左ノ
 方勝テハ右ノ方
 ノ賭モヲトル右
 ノ方勝テハ左ノ方
 ノカケ物ヲトル之
 後世ノカケ的モ
 是ヨリ起リタリ

昔ハ賭射と云るを今ハ射的と云賭の字をうけ物と
 よしてかけしめて射多古ハ弓矢弦のかけ物をうけ
 物又出後ハ多目をも出するありたりと今ハ多目
 ハ多ハ及今多子あるを出し辨ねハかまはずしてこく
 き射多をうけても中るをまうかけ物をあきるを才一
 として情楽の教ありたり
 犬の耐と日記はあハ犬追物耐といふのこ
 大具是あ射多小具是あ射多と云る日記は云元
 大具是あるとハつよと弓をひく射多小具是とハ弓
 弓て射多射多をうけてつよと弓あれハ矢もあつて

よハ弓あれハ矢もわきくさる〜具是と云ハ射子具是と云
射子の持ち道具の事弓矢を云く

馬上のニッ物と云ハ流痛馬笠掛大追物之武雜記云ニッ物
乃極と云ハ流痛馬笠懸口傳小字除テ
見一ハ小字也大追物之志のるを近代

ハ中ぬよあ稀あり百大笠懸歩射をニッ物と云く

カチタナ
一 歩立のニッ物と云ハ大的草鹿歩射之拍濟といハ保子弓を
ニッ物と云ハせんを射と云くハ右の馬上歩立のニッ物を云

一 五ハ物と云ハ武雜記云左殿よあ笠懸大追物歩射を是を
五ハ物と云と何うされともさる四ハ歩射と云ハ大的小的
を云りされハさる五ハ又ち笠懸小笠掛をぬき大追物

歩射を云り物と云れ

一 歩射と云ハ騎射は射と云く生々やかし云く射の大的
小的草鹿圖あとの熱名之又左射とハ別く

一 騎射キシヤと云ハ歩射は射と云く生々や馬上下射ハ流痛
馬笠掛小笠懸大追物あとの熱名之何れとも馬上下射を

之享保以来歩射軍家と騎射と名付て云くりを云り
換物と云ハ立てあづらの赤くぬりたる笠をききて小笠懸

うけきとて馬をうけ是のりて射ハ古代ありぬりて享
保の將軍家の儀作り也其式を定て小笠懸家ハ頭
子ありて徳士ヲ教へて居りぬ

一 ^{グレヤ}奉射と云ハ非奉ニ大的を射るを云射を五人ノ少射とい

一的の條又馬き悔をニ書ふ也志中の悔を一馬と云云外

の悔をニ馬と云又其外の悔をニ馬と云是中書馬

の詞之上古ハ内親次親外親と云内親式正月十七日親射

式又見えり親といハ内親といハ又内院中院外院も

云院の字ハ院又周垣とある周垣といハかきとめりて

とよそそ家のめりては垣をめりてたなめりて的の面は馬と

悔をめりてす内院中院外院と云上中下のあつるを云

祿を預りしる續日本記の文武天皇天室二年の記云

きり内親内院一馬之次親中院ハ二馬之次外親外院ハ三

の馬と云云三重は悔をまゝハ上中下のあつるを分つべき也

也後世ハ上中下の中里に書あり

一 ^{ノイダシ}鳴弦の事鳴弦といハつるをあると書く之上古ハつるうと云

堀河院法在位の対ありおび元々をせめたりあり

に義家朝臣南殿の大座よりあつて侍腦の刻限

鳴弦は多々の二夜の後言なりは前の陸奥守義家と名

をかくれバ鳴く人身の毛より侍腦をこころを預ひ

より平家物語より元たり是もこころの歌うちよ鳴弦

の法ふとくいふなりいありと云つて源氏物語よりつる

らちの事なりと云り ^{タノヤの}事なり ^{タノヤの}事なり ^{タノヤの}事なり

天子侍湯をむかひ時
ハ藏人牙をむかひ
法をむかひ 侍中
群要は之藏人非
藏人取り侍湯殿
奉仕鳴弦了
保氏御座く心のを
は云とくせしそい
れまいせんもつるら
しそいんんんんん
くれとおはせよと
このうらやまのん
らちちちちちちち
るいんんんんんん
もつとひあやう
いとくあやう
あはハドのうら
いぬ也云

貞丈云上古ハ弦ヲ
鳴ラスマイケント
云フ中古以來イゲ
ノ法ナド云々出奉
リ法術ヲ行スハ神
主山伏陰陽師等
ノ類ニ似ケリ武士
ハ似合ハヌ又ナリ好
ムカラス

一 鳴弦と墓目ハ其法別こと云脱阿りあやまりハ鳴弦
の法と云ハ必墓目の矢もそ村もあれハ鳴弦の法と云ハ
墓目の法と云も同じ多し又一説ハ鳴弦ハつるおあり
明題と云ハ墓目の矢もそ村もあれハ鳴弦の法と云ハ
題ハすと云心云ハ貞丈據るハ明題の二字を用ふるは
うちを鳴弦といふはまきれぬるハ文字を著しハ鳴弦
ハ明はあつてを題と云もむらうしき説ありたが弦は
そのをすむを鳴弦とばらうしハ墓目の矢もそ村もあれハ
鳴弦の法と法の字を付せしむべしハ鳴弦の法と云ハ

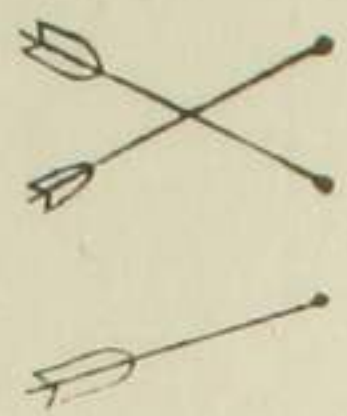
一 どのの両墓目と云ハどののハ宿壺と書くと海り書とるもの
と海り書と不寐みだをして用心のふる引目を射て鳴弦
をせむしたとハいま秋中用心ハ拍子本を赤く回し心
義経記伊勢之評義経の
臣下は初めある人ハあきれとハいれハ四天のめ
あ男五六人見ると其人をわうけむるハ用心と云ハ
と書ハ祿もきれハ法とのめ仕色といひれハ義経といと
引目のおと弓のつるおしりあんとと云とのめ仕色と云
是義経が伊勢三郎う宿壺と海り給ひ一時敵軍ん
うとてどののめしと用心の祈をいれたるくまけおあを
おどさんるものめしと用心ハ引目射るをもとのめ

九、あまのさのこころつまよるあまのつこく大的の書(山)
 一 鳥を射るふかけをみせると云る所りみせをみせと八雑子銃と云て
 ハカセ書といぬく特記に云えり此等の書ハカセ書の
 あらうを馬を奪りしりせはかどうきと地よみすにかせと
 置と射るふかけるといかけをみせるとの字はかけり
 心射るむこみせをみせるといふと射る
 一 大的ハ種五尺式す小的ハ種五尺式す之半的といふ大約の
 半分ハ種五尺式す半的ハ畧儀の物
 一 小的の書ハ鬼の字をある本式ハ云と云く大的ハ鬼の
 字をある大的小的同く云く一説鬼の字をハ悪魔を退

治世の心と云ある説ハ小的の書ハ鬼の字をあるハ甲
 乙と字をよせと鬼の字ハたも物と云ハ元の字の
 畧字ハ射子の矢数甲乙あり扱よとの心と云ハ甚あやな
 里ありと云と云字ハ鬼めばと鬼めばといふ又的
 射ハ射子甲乙をあると云と何と甲乙あるを云と云や
 矢數十の射子ハ祿を給ると云大的ハあり是甲乙をき
 らはるる誤授ハ小的も同意

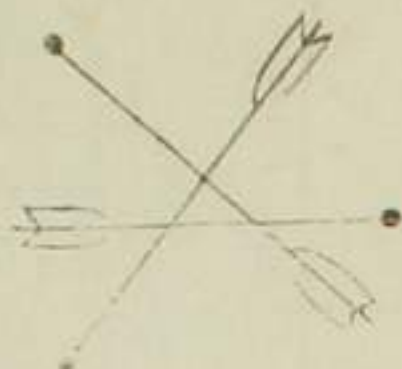
一 尾ぬきハ三流あり小笠原武田三浦是ハ射子才は書
 小笠原山城書説又云尾ぬきハ不三の流ハ矢の出扱らる
 三浦ハ不三のハ矢を云く(出ま)三流の書ハ云と云
 三流の書ハ云と云

三ツ矢



武田沙汰武田
小笠原遠アリ

三ツ組ノ矢ハハ
是ハ三ツ共捨ル



何レモ能ク矢ハ
ノ事共ニ日記見
タリ

東鑑ニ笠掛達
笠掛トアリ小笠
掛ト遠笠懸ト
ラ云ナルヘシコレハ
小ノ字者云ナル

矢をつつふ時をそとへ出して 武田やゆきよハ先へ矢を出さ

馬の耳を切れと云 矢を先へ出さず馬の 小笠原やゆきよハ矢を

そげへ出さず馬の矢をさすくさくして 上へ笠の通うと云矢

をつらへ弓ハ重敷矢ハかたてと云く馬故実又云武田

と云ふ 小笠原遠アリ 遠のりゆりゆりの時矢のぬき出は矢

まひりよある 三組の矢 矢掛りの日記にあり大進物の時 射りけ

の矢の苗掛遠と云く 右矢の出やうと云ハやゆきよ

の時かぐく矢を三ツ腰よきく 出射射腰より矢をぬき

ゆきよの時より 伊勢国州旧記云ある 武田 小笠原

はたき三々云やゆきよのよき大進物よき 弓袋一色武田

に利流習りたる多あり 是れちのいふ事は三ツの事ありハ

一方の先遠よりありと云く 高忠守書よ云武田小笠原西

流のちひたる多 大進物は三ツ矢流 痛馬は矢ぬき 出さる三ツ

矢ハ下の矢を武田ハ入る矢をぬき 出さる 笠のものを

切といひて矢を上へ 出さる 小笠原ハ犬の三ツ矢ハ一ツ

矢を當さるやゆきよの矢出さる 犬の三ツめの矢ハ先へ

出さる 三ツのちひハ 残るハのいふも 同あり

笠懸と云く 三ツハ 笠懸の懸名ハ 小笠原ハ 小笠原ハ

の字を付ん 三ツを 笠掛も 小笠掛も 多場の 六ツの間ハ

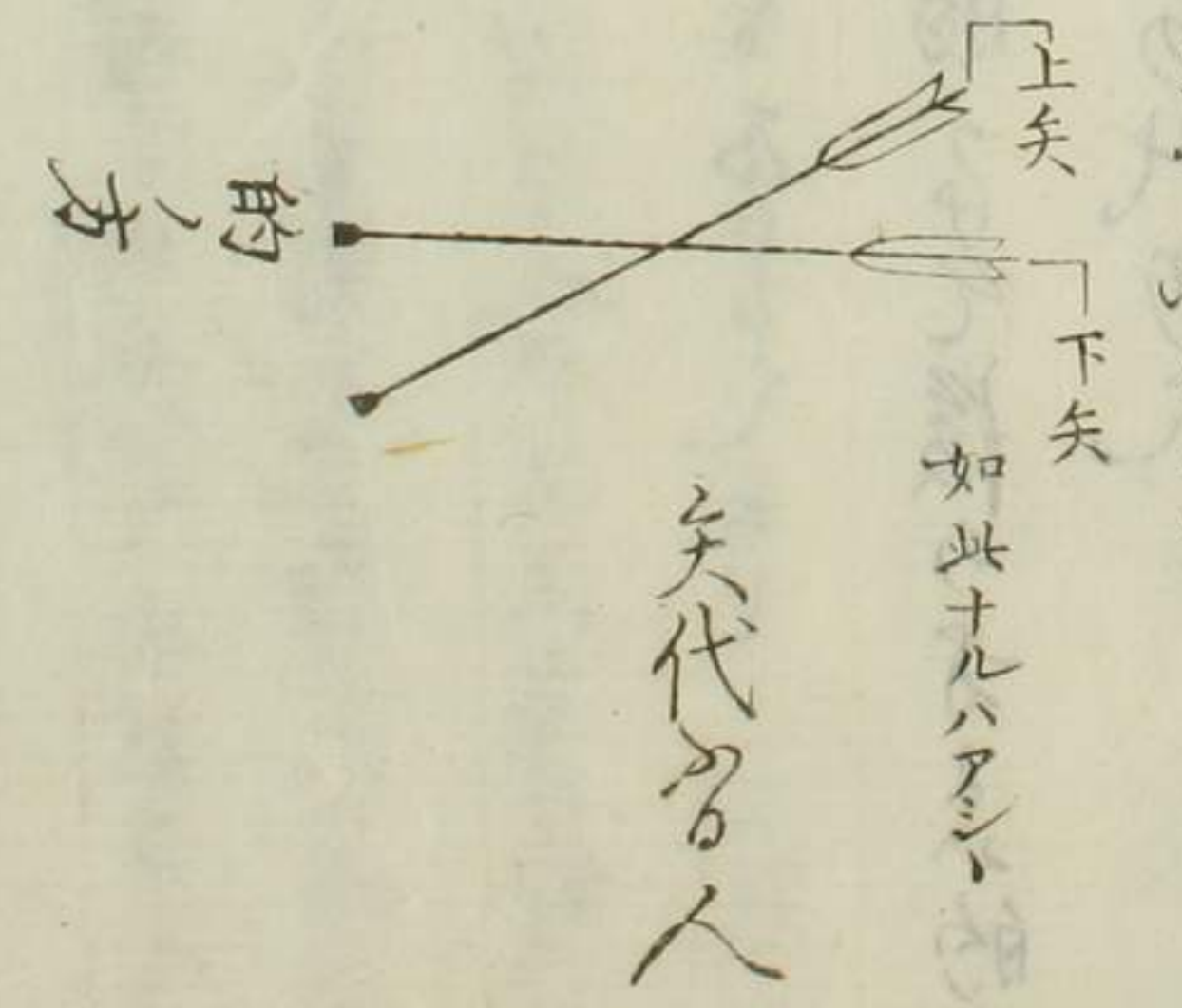
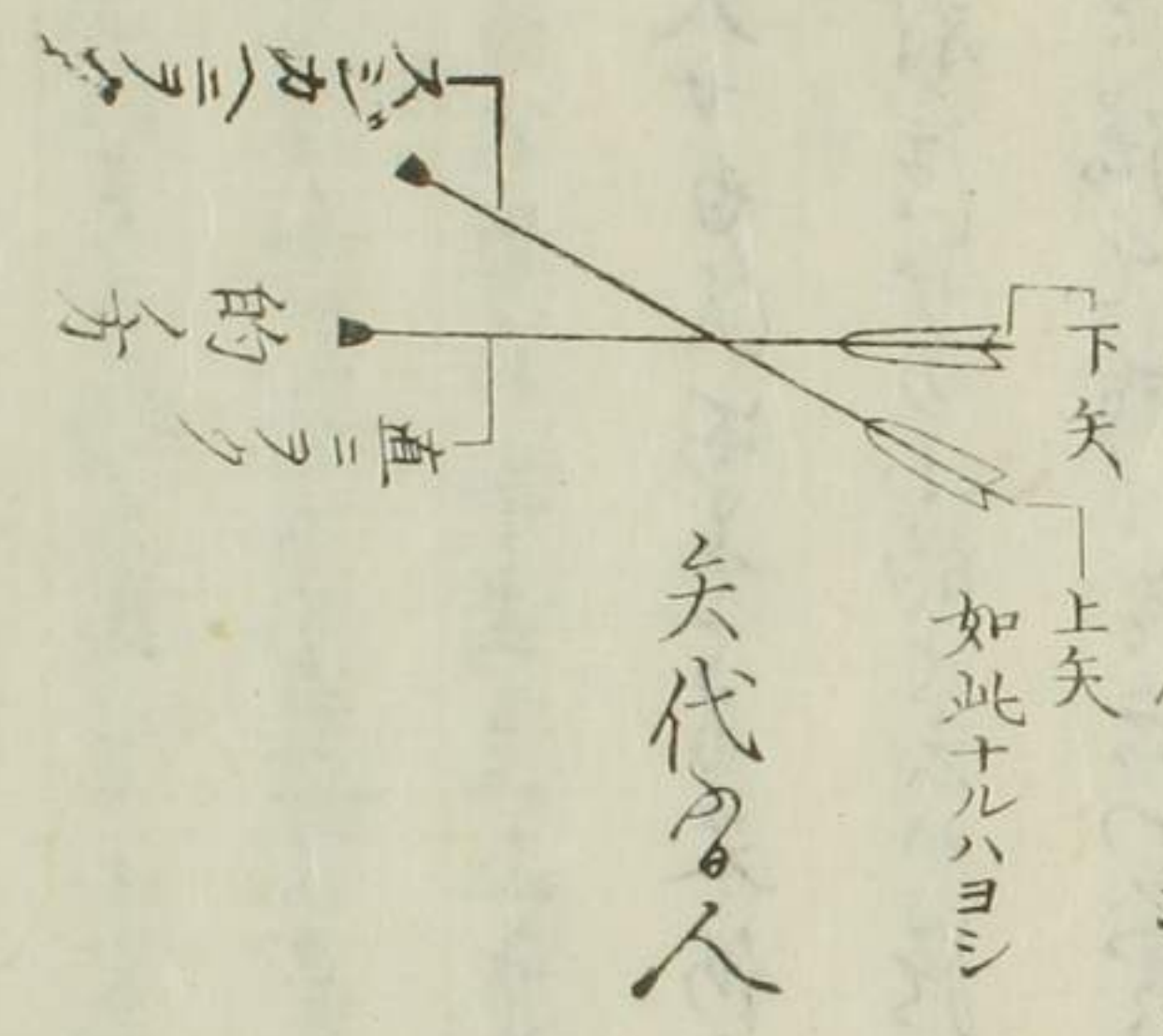
同事ハ 然るに 遠笠懸と云く 小笠懸より ぬき

〇東鑑卷卅四
 令若輩寺能
 遠望懸
 其次三村子
 名ヲ記シタル
 二八並懸射
 有テ遠ノ字
 之並掛トハカリ
 云ハ遠望掛
 十リ

〇〇〇〇
 〇〇〇〇

遠き昔より始るといふ心之る揚的百歩との遠きと云るも
 いかゞは是秘るごとく傳平昔遠望懸射なりといふ小並
 懸といふたゞ並懸と申す之後は小並懸始りといふ昔の
 並懸は遠の字を付て云ふもなれぬる之又遠望懸も小並
 懸も同じ敷ありまゝにして此の懸名を並掛と申すも
 一と云りといふ大馬ふとの足あを云大追物の時ハ跪の字を
 用望懸の時ハ跪の字を用いしと云りといふ跪も跪も
 同くあるれども此是別々大的射拜記の末より云り
 一矢代々の射上矢の並懸圖的記は立寄書本の邊ハあや
 しいと射子方圖書の流矢代記の圖ハ正處に下矢を

先あるまゝて上矢をハ下矢の上より射ちて上矢の箭の
 方矢代々の人の我あむけて是と是のごとく



一犬追物並懸あとの時養目の矢より矢代々のハ矢代ハ云々
 墓目圍と云之犬追物並懸の書ハ何々

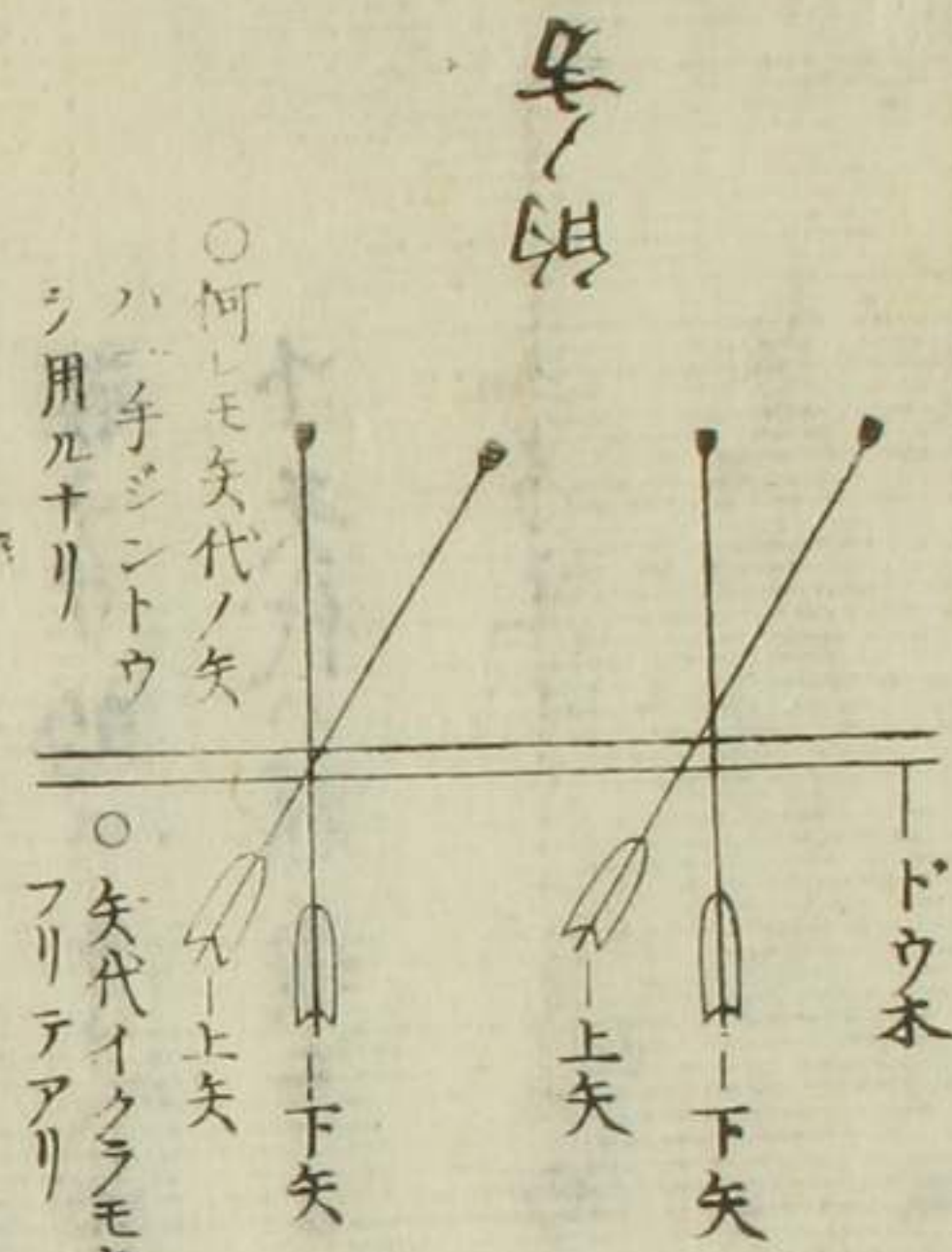
九大白東鑑卷四
 十三云于時相州
 被申云近年武藝
 廢而自他門共好
 非職也藝事已
 忘吾家之礼可
 謂比興然者弓馬
 藝者迫可誠會
 先於當座被名
 次相撰勝負云

服野を初め古の武士ハ相撲をこころしと云はるる云るは
 京師將軍時代すんハあきまゝにお撲ハ上古よりありしと
 古ハ禁中にて相撲の事舎とて毎年法園の防人^{サキモリ}を
 めし七月廿八日廿九日の日天子相撲を沙覧せしれ^本
 あり江家次第其儀式見えり
お撲の事舎はあ撲と云ハ立
 ちけりさうり事の時を短
 き時をさうり年中行多の終みそり土佐光そり事之種舎時代侯御河保
 おとらお撲ハいふのありまづおやんありさうり事我お撲ハ又えり
 本盤の中不くは武士お撲をとりしありと云へり同書廿五も
 弓馬お撲達者と何り同書十九も弓馬お撲達者と何り弓
 馬はさるる藝と

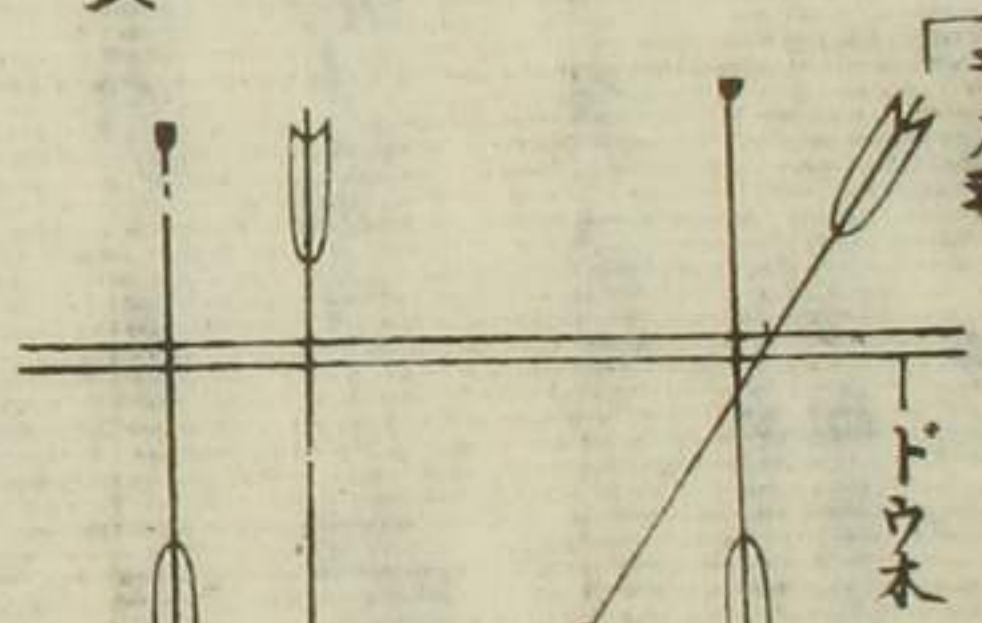
一 ^{ケレマ} 射的の時矢代は道向うの多家の射的才は云矢代の前ハはき

弓を横へ弦を下へあり矢の本もぎの下をちりて逆手より
 つまみ立て上より下へさしきかりしさう羽歩之貴人或ハは日の
 貴院の人おどト矢あうハかけて逆手
真丈云うけて逆手トハ
 矢の上はちかひは我矢
 て逆めし 照あうとちかひあり同書あうハかけて逆手
きうちうけ
 て逆めし
 ころころも末矢
真丈云甲矢乙矢ともにあ
 りしをさうりさうり
 乃射ハ何の矢より也
 羽の射的のうへへ出さるは二弓立の上矢代さう羽あう
 下矢代ハ勝負あま知らぬさうの羽あうあり一弓立もさうり
 三弓立より二弓めの下矢あう三弓めハ是も勝負あま
 知らぬ(さうの)羽あうは
真丈云二弓立下ハ射手何レモ一度射テ
 勝負ヲ定ル也二弓立ハ二度射テ勝負
 ヲ定ル也二弓立ハ三度射テ勝負ヲ定ル也上矢代ノ人一列下矢ノ人一列ニ
 射テ上夫ノ方ト下矢代ノ方トニワケニナリテアラフヒ射テ矢数多キ方ヲ

勝トシテ賭モノヲ
勝方へトルナリ



○何レモ矢代ノ矢
ハ手ジントウ
シ用ルナリ
○矢代イクラモ如此
フリテアリ

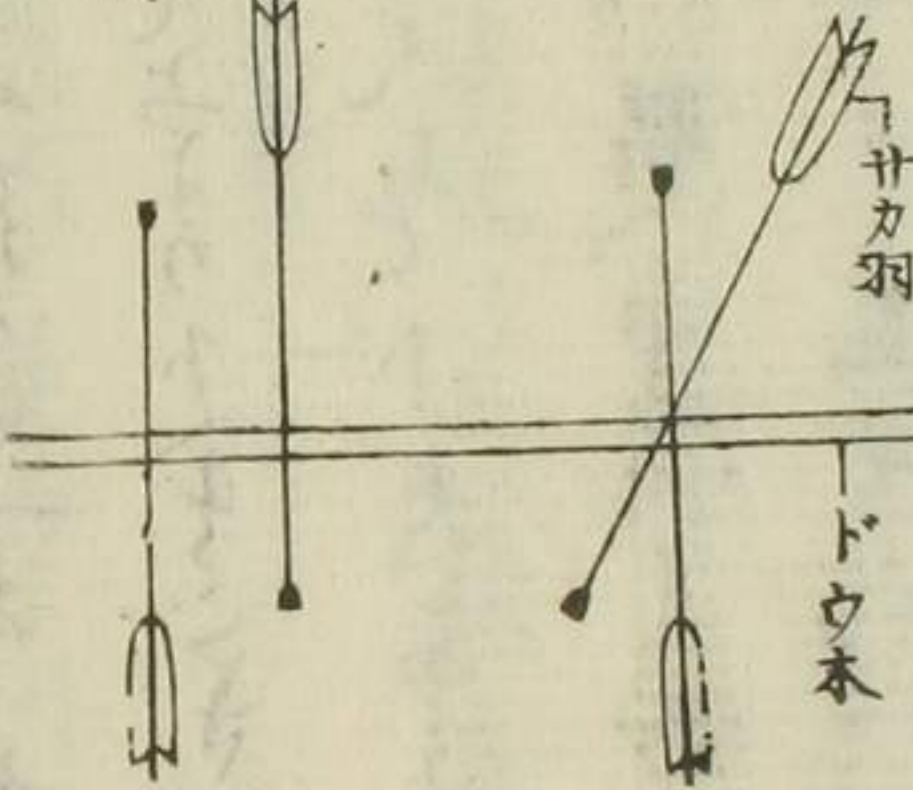


是ハアタリ一ツモナキナリ
甲矢ニテモ乙矢ニテモ中リ
一ツノ時如此カカ羽ナリ
貴人ノ矢ハカカ羽キカケテ並置ス
貴人ノ矢申ラヌ也

カカ羽

甲矢乙矢トモニ
中リタルハ羽ヲ多
的ノ方(出ス)

右同断貴人ノ
矢ト組合タル時
如此並テ置也



此方射手ノ立所也弓立下云

小的事書云他流ハ一手射てハ
貞丈云甲矢乙矢ノ共ニ中リタル云
下矢ニテモ一ツノ時

亦へ更ニ心取ぬ候ノ人ノ矢中
射てハ又人の射る人

射ハいへば亦べきと候
候ハいへば亦べきと候

詞をうひてさう羽うら
一ツノ時此の羽とて別の候

つゝもすて
貞丈按初をうひたるは
右の羽の趣を用べ

一 小的の時書を指つと云
あるはぬるを云へあるは
人

矢代をうらあゝぬ人ノ賭
カカモノ賭取をとり集る
昔ハ此を指

て廻りて賭取を望の内
又今持廻る候あるはぬ
事を見

持つといひあゝかゝた
さへけり馬取実ナリ

一 犬追物
大猷院標代
保年中嶋津薩摩守光久
武州豊后郡三村

犬追物ハ犬ヲ射ス
 斗ニテ中リニテラス
 射マシテノ十ニテ法
 式ニ違ハ中リニテラス
 ツカテ引ノコセハアタリ
 ニテラス弓ヲ射テ
 馬ヲ馬手折リ馬手
 フ射テハ馬ヲ弓手ハ
 折ル法ナルヲ馬手折
 リ毎邊ハ中ニテラス檢
 見ニテ所ヲ問レテ夫
 牙ヲ咎連レハ中リテ
 ラス繩キハ引外走
 リ出ル犬ヲ追テ行ク
 時繩ニ添テ馬ヲ出サ
 六中ニテラス法式タカ
 ヒタルアレハ犬ニ矢
 中リタルトモ中リニハ
 ナクサレ事也サレハ犬
 追物ハツカキナリ

引年事高忠ノ書
 見エタリ犬ヲ追テ射
 ル六犬キハ追馬ヲ乗
 ツテ近クヨリテ射
 ル也遠ヨリ射ル事ハ
 ナキヨリ遠テ走ル犬ヲ
 ハ遠テ物トテ射ス
 上テ手ノ古射手ナ
 トハ時ニヨリテトマ
 ハル物ヲ射ルアアリ
 一レナル事也犬追物
 ノ古書ヲ見テ可知

是法ヲ以テ後ハ以テ幸絶てあり享保の以

有徳院様所ノの武藝ハ再興あり以テ近習の士
 命リ給ヒ犬追物の勢古サセシメル一ノ言のあり以テ自
 中あり以テ成然せしむること少侍も又酒井雅定忠奉
 厩橋の城主も一ノ時彼地を治する勢古サセシメ馬
 も手取ひあつて以テ自中あり以テ勢古成然せしむ
 雅定源相傳せしめし一貞丈云犬追物の勢古ハ先馬の
 氣を急ぐことおびし癖あるを急ぐみ用も是
 一ノ相を馬を訓練して人よりも先するは犬追物を教へし
 一ノ犬追物の時の馬あつて以テ勢古古書の趣を以テ急ぐ

勢古古書より本式は射るは十二騎一皮ハ勢古をとり人
 とも相ひしはき射るもむ者付どく成然せしむ勢古
 の勢古人より我馬の厩より一人の馬の以を急ぐ馬
 かけ繩障の馬の三輪より始て急ぐるり能入るを
 能入るみて後ハ射方き急ぐ一ノ始勢古の時の引年
 とも物を人より引せて射方き急ぐ一ノ急せ始より本式の
 一ノ大勢も是の犬を射る急せはびびるも急こしぬ
 一ノ勢古成然せしむるも急き一ノ昔の射も人今今の射も
 一人今も昔も古今替りも急き一ノ急るも今犬追物
 の急るぬといふハ勢古の急るも急き一ノ急るも射方き

太平記卷八三三赤松
 が手より大カバ又鉄棒
 持て出中畧鳴津安
 妻前司子息二云云
 九八開及二曲四一
 大カト八見也云々
 一カコヲ強ク其身ヲ
 タメ事有(カラスタ
 トヒモルトモ馬六ヨ
 三追ツカシ多々自替
 古ノ大笠掛合用ニ
 五スニハイツノ時ヲカ
 可期イラフシキ
 一軍ニテ人ニ見セシト
 一軍、二只三騎オケテ

テ四ノ敵ニ相違付
 云々ノ鐘ノ時聞
 内甲ニ各夫二三ノ敵
 被射立大カヲ通ニ
 ツキア皆立不クニ
 ソ死タリケル云々右
 八先大補合ス

能覚れハおのころ檢見の志うも是也(き)大追物の
 書下地馬と云ふあり是犬追物也(き)ふる下地を
 一かちを云ふるの衆を見立下地馬と云ふるを
 撫まん下地を云ふ込込してハ成然せざるもぐく

一犬追物ハ弓馬の術甚ましくれり物之遠望然小笠原
 流福馬と云騎被多れたこれハ眼なるおつるを
 廿七射り斗えされハ是ハかく中々犬追物の馬場ハ廣
 四才にて堅まも横も定りあく是又犬の乞り扱又
 て弓を扱ふかよく追ハ射之射あてたる時ハ俄
 馬をとらえざるのありハ扱り通測の事ありハ

かく一五上弓も扱は法度ありはわつりき騎射
 犬追物の馬場の古伝云々山城園下加茂川合ノ社の北
 あり東西四十二間南北四十間あり是京極將軍時代
 の犬追物の流ありと云傳

一犬追物の射指繩際ノ犬ハ勿論繩より外へ走り出る犬
 を追ひ射るも犬のそばへ近くを會り射け墓目
 犬と云ふ射は射して射之遠くより射るハあり
 秀を云ふまをさうして射る云々ハ射指あり古き
 上子の射もありハさうして射るも通例ハ左物ハ射る
 犬を追はるるハ麻子足は會りて
 是の事馬の射はる也
 是の事馬の射はる也
 是の事馬の射はる也
 是の事馬の射はる也

本記卷八持明院
 破六波羅工行幸、条
 ニ云クモテ十文字方
 破リ追物射ニ射
 フケレ候、シ云、同廿
 三玉岐頼遠御幸ニ
 参リ合粮藉、条ニ
 云何院ト云カ大ト云
 カ大ナラハ射ア卷サ
 ント云マ、ニ御車ヲ
 真中ニトリユメテ馬
 ヲカケヨセ追物射
 ニ四ノ射ヲケレ

一 おんもの射は射りたるおんおハ追物ハ馬ハおん
 地を走る獸を追ひん身をさへん射りたるを云ふ牛追物
 犬追物もおんおハおんおハおんおハおんおハおんおハ
 源順の倭名抄馳射の二字を出して今按信云於年
 毛乃以流と流たり源平盛衰記卷廿一小平合戦の条
 に昔ハるを射りたるハ近平ハ敵の遠智ふけせハ馬の
 大腹を射く、主を騾ハ子ヲト落して立あゝんとする、命を以て
 射りたるはと阿り佛の字ひまのるとよむ、馬より射
 る向物地と云ふ、地は落倒れたる敵を云ふより射りたる
 おん物射ハ射りたる、又盛衰記四十二の卷
牛追物犬追物の
おん射りたる

是將合戦
の条ニ 句題ニ追物射ハ射り、又同卷 源平ノ傳其
軍の条ニ 指信
 追物射ハこそ射りたるも云々

一 神功皇后ニ韓をせめ亡し孫ひて此等の海を以て懸名石の
 面。新羅國の大正日本ノ犬と字を去付たり、
 よりニ韓をせめ表して犬追物ハ始りといふ説あり、此説非
 也、用名、神功皇后ハ仲哀天皇の后、仲哀天皇の
 法代、日本ハ文字といふ、あ母、神功皇后の法代、
 やと、孫ひ、孫子の應仁天皇の、仲哀天皇
 國より王仁といふ儒者日本へ返りて文字を教へける、
 して始り日本ハ文字あり、神功皇后の法代ハ日本ハ

晴軒秘抄ハ表
滿公頃ノ書也
犬追物目安ノ笠
原信濃守貞宗
ノ書也

一 犬追物の始りたるの事多し海ふるは孫頼秘抄序犬追物目
文字ありし故その録し文字書録するに云く

安富忠少将等ハ實朝公の時始り申さるる東鑑も
頼朝公の代兼久四年二月六日の記文始り犬追物の事
記して之を後云くは犬追物の事云々二月六日の犬追物
まは日始りけるありき見えきおとも有りしやと思ふ

實朝公の時始り多し其説のされも東鑑の實朝公
の時代の記文ハ元元す東鑑も記し漏る事何れハ
實朝公犬追物始りれり其記漏るハ云々
實朝公の
實朝公の
實朝公の

實朝公の
實朝公の
實朝公の

駿馳秘抄 犬追物目安ノ笠ニ鎌倉時代遠の世の書

あれハ實朝公より始りし事也

又曾我物語云父云まは馬をもくも用さ

しそくびあやうさあは犬追物りさうけをもあはひん

と何り 右ハ一まんも二ま 是を云はしは是ハ新朝公の時代より

犬追物ありし事也

代は記したる後ハありは後ハ犬追物の事なりし時代は

書く物も是を過母んるをあるはひしやうて書く事也

一 孫頼秘抄の作あれハ犬追物の始りハははははは

書く物も頼朝公の時犬追物のありし事也

事之 元和八年傳は十段を處り久藤に記したる犬追物の書一卷あり其書
 桓朝時代の犬追物の書を著き傳へしもあり犬追物の日平家
 忠実卿の著とを記したり其作何れ也又桓朝時代犬追物有
 とつふ流子あり以又近年板紙の著は犬追物秘記といふ著あり之傳何れ
 徳介の著たりたりとて未だ其人の名あり桓朝時代の
 犬追物を記したり大なる傳何れ也近年の作は之用又一説は日本
 紀武烈天皇紀は是犬試馬ト云る見たり犬追物の武烈天
 皇より始ると云真史按り是犬追物は桓朝の書ハ云へし
 犬追物の始と云云云々以武烈天皇の思ふて惡行を爲し
 心犯亂したる天子之獵を好むは桓朝の傳に依りて犬を走らせし馬
 上より射獵ひくは射より犬追物始りて是後て犬追物行は傳世
 を傳りしはあり以て桓朝の桓興一時の風ありてあり
 されは是る終て傳へずされは其始とハ云へし一實於公の

時を以て始と云云云々されより終す行の末と云

一 笠掛の桓朝の時始りて笠掛の書は元元と云れは流之寛

治六年二月八日加世多河原に於て笠掛射をせられし事

中右記に見えたり寛治の桓朝の時代より八百年中の

書也笠掛の古よりありしを桓朝ありたりしを法武を定

めしきしとありし 是笠掛小笠野とあり 始り年月詳ありし

一 弓射の時矢を射るもびて矢著の取捨由世流何れ

中右記に見えたり大右記の弓射より入るもびて大右記

のるもびて大右記の弓射より入るもびて大右記

かけし流よりありしとあり 又志んは角を以て流よりあり

かゝるしよと云ふ 是亦ハ近代志士ノ古代ノ如ク其ノ志ヲ

大指ハハ引リシキニシテ一ノハハ引リシキニシテ大指ノ志ハハ小

草を外よりあてざる所又草をあてざる所何れ草をあてざる

ハ矢筈をつまみし射る如し又高忠少書ハ頼朝大將ノ

比叡富士ノ惣持ノ向ク々持を志スル所ハハ引リシキニシテ大指ハハ

引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ

引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ

引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ

引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ

引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ

を引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
を大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
入シテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
有ル矢行ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
事ヲ修練スルハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
つゞきハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
理あり後代ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
目通シハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
を引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ
てこれヲ強弓ヲ引ルニシテ大指ハハ引リシキニシテ大指ハハ引リシキニシテ

差矢ハ古代ナキ事
 ナレ氏弓馬故実云
 當世 天文永録に
 ノコト也
 一矢おとす
 人ちう矢を中
 人の矢ハ制の限ヲ
 あつては

を大指の弦より引きて引るを志出さる古ハ三十三間堂の
 通矢もあく各力量お應の弓を用ひて不お應の強弓
 をを理より引るハあつてはこれハ矢筈をさるふ人さ
 けひをのめ大指を合せて矢筈をつまみしき指を強弓
 かけて引きしと世の人ハおぼへて引よくと思ふハこれとも
 古代ハおぼ初学の時より引よひこれハ引よきより引る
 應るよひ引よきを再具きさるる
強弓をを理より引けハ
 弓よ引たせられし強弓
 のかきひつれて矢勢より矢めりるのさるるを
 我おとすひのさる射方お調るのさるるなり
 一 軍陣の時氣をさるるとさるる氣とハおぼハるもあつては
 烟もあつては敵身方の入敷の上は自然とさるるの氣

け氣は指くの形あり音凶あり是を見おるを大秘傳として
 唐日本ともに軍法の書に載てあり傳授を文とる者の目
 にはハる元傳授を文とる者の目にはハる元見へると云 貞丈云
 是實ハおぼおぼとありあるハ何しは敵の心をさるるさるる
 の軍兵の心をさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるる
 さるるさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるる
 素も音凶もあつてはこれハおぼおぼとありあるハ何しは敵の
 心をさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるる
 授をさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるる
 謀の秘はさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるるさるる
 するは実の足扱の秘傳ハ人の心素と強子の兵法

大將は少くもそのむす志は遠くまでとてその心を

物のたのまのいあしき人のわきまの軍の根本肝要タクセシヤウゴイヨウ

一 軍陣の時立頼祈禱加持守箭夢タクセシヤウゴイヨウ者 託宣タクセン祥瑞妖藤

占筮ウラナヒを算のりも敵の心をくちき身方の心をくちきめん

うるの謀は固く名ぬは是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

せし愚將は是ホの心を固くする用あり

目も見えたり特装束の多し装束の部は記す（目我物語の終り）
 矢目（目）のまじりたるありおの矢目（目）後の矢目の入りたるをき
 目と云い難もみたる穴（目）射む心ありては我物語の終
 源太と志けやまら麻（目）痛の条は云畠山六郎志けやま
 せせあへてはあり源太の矢目をまきりまて射たり
 中畠 矢目ハ二ツもあつて一二のらんもあつては景季のま
 きり射つる物をとては流バげも矢目ハ一ツあつてはあり
 くらき、是様系り射る矢目（目）畠山を射るとは麻を
 ハ我射りたりとて論は及（目）をまき揚子の的の穴ハ矢を射
 くらきをまきりてはもたは目ハ心

目我物語の終り
 目と云い難もみたる穴
 大的のものハ射ぬこ
 つハ射ぬこ
 小射を射ぬこ
 目ハ射ぬこ
 目ハ射ぬこ

目と云い難もみたる穴ハ射む心ありては我物語の終
 源太と志けやまら麻痛の条は云畠山六郎志けやま
 せせあへてはあり源太の矢目をまきりまて射たり
 中畠 矢目ハ二ツもあつて一二のらんもあつては景季のま
 きり射つる物をとては流バげも矢目ハ一ツあつてはあり
 くらき、是様系り射る矢目畠山を射るとは麻を
 ハ我射りたりとて論は及をまき揚子の的の穴ハ矢を射
 くらきをまきりてはもたは目ハ心

ハ的の面子ユツラの少し的を採せてあをのけする有カッテ面とる

一 弓を射る阿左の手を射し手とひねるの手を射し手と云古ハ
四つてと云初め元すひき手と云く夫木集卷二十材
本影供百首後九条内大臣「あつさ弓ひきその山の如く
きさす」言をち細くやわしてゆるくと云ああり上より引手と
きて下より押手とよめん

一 的の日記はあつり射をするふ今の果をくらくみるをばまがれ
とく白き中よりして多くをあくるとまろく室町將軍の時代
か右のめ大的のあつり外日記は見えたり射ととも鎌倉將軍
時代はあつたりを思ひまがれを白く志して並れく東鑑卷軍

九五元二年庚申東傳親 五ノ代正月十二日於淡有涉的射子誠

阿の日記は

早川次郎太郎



九

淡谷左衛門太郎



八

右のめくあつり射を思ひまがれを白く志して並れく東鑑を
見えて知へ

一 弓協ユツバを弓杖ユツバエを杖ユツバを杖ユツバは一杖二杖と云ハ右のめく一かくら二か
くらとも云く小笠原殿書見入り用害記にも云く元
一 競馬と書てくら馬とも云くひむまとも云くひむまとも云く

ともありきやあめとよき、蓋惣犬追抱きやあめとよきと云てま
 有ひぬやうあれも上古の騎射の蓋惣犬追抱のあてや
 ありぬらうとておそ時代はあせむも名付くは後
 やあせむほを畧してやあめとよきやあめの上古より
 やあめとよきハ流瀆馬と書きあせむと久遠の中は張
 衛の作り西京賦は流瀆搥搥とあり搥搥ハ矢物ニ
中ル音也注ニ見
 流瀆の二字ハ西京賦は出たり西京賦の流瀆ハあせむ
 のるを云ふあせむは痛矢の飛ぶるを流瀆といひるこ
 流の字ハ飛ひるる意ハ天の星の飛ぶるを流星と云ふ同
 一ハあせむの馬を馳せあせむ痛矢を飛ぶるハ流瀆

具と書そやあせむとよきハ流の字を水の流るこころ
 てもよ又射子の巻の上より射の方ハ矢の流れは心
 一 流瀆馬の佐治ハ既ハ室町將軍のはハ断絶とあり信景
景元
元年ハ同書ハ
永禄年の記也 享保年中

其式洋ありは依は流瀆英徳國ハは尋ありて流方より
 傳へ来り。越を書記して献上するを浦上孫五郎と
 といふ人なり 師有右の書名を云あめとよきハ流瀆馬
 類聚と云は書物出来たる書名の内ハは彼是ハ考を
 けしれ新しやあせむの式を定め給ひて

有徳院標ハ
 一ハ紀載あり
 一ハ旗本の士
 一ハ小納戸を
 有徳院標ハ
 一ハ紀載あり
 一ハ旗本の士
 一ハ小納戸を

夢をみる事あり行勝は免の沙汰もあらずともさき一也
之矢雨ハおしむるなり此所す能くともおの通つて村を
かす引おくれし時ハおしむるを村を

一 今の世正月十日所村初の山親式も享保年中

有徳院極古再興あり此奉定町將軍家の代は
しつを後絶しつを

有徳院極古の村札の書を所覽の味ありて之書の意を
いせよつたをこれに庵ユシマウシ從流あるは村をせし所況ありて
後よは好この儀たありて改め方々終は成然
てそ式をい小笠原海殿助よりし給うて彼家にて法す

源るる成しつ古の式は村を教塚よきて立村す杖を
つてはすの本を教塚のこまつたつてあはとつ
かふはふあはれはたつては本を教塚のむらあ
つて古の教塚よきて付るを禁しつてはすを教
塚のかけ砂よまうこそををせせぬ干のむを解
之古ハ夜の山約ばうふヤニウシ申の級人何うてあはれ
をせしはハ屋の山的は申ありつてのすハ塔

一 奉カシヤ村の二字イタテマツルとよみて神前より大的を村を神
より向まのをこは奉村と云名目ハ鎌倉將軍の代ハ

吾之東艦はハ見えず宝町殿の以の俗語之神子の船と
 してへきる本ありて奉村大的記は一國之神靈の地は
 於て北辰を象々礼こと何り北辰のふ限は非意を
 あいさめする。船あれも何非をも象へて村のあやまら
 歩村とやハかまぶちの惣名は然ハ田舎をよハ非りあ
 の耐六人して射の斗めやといはるるあやまらこと何り
 奉村歩村同ハ同くして心遠くれば歩射をうち志の惣名と
 志ぬ田舎人のあ右の目けをいふまありと知へて是文あ五
 年小笠原山城守の説くを以既ハ非り射のきやとて
 奉村あはして近世の人奉村の言をウケタマリイルとて將
 軍の作をうけ給て射の以射的の事と非り射の事とあは

- 一 射の術を修り出たり此説考てあやまらこと何りといふ説考を
 とき説くても古代の義は遠たるハ射説くて難用
- 一 合戦の時飛道具ハ古ハ弓弩あはるるに信長吉吉の以
 ころ銃砲を用ひし合戦勢ハ甚きびり成りて銃砲の
 用ひしは防ぎ方ハ是時代の術を習人用ぬ
- 一 源平の戦の以あはハ大將軍も吉平と同く手をかりて
 弓を射合切合しり信長吉吉信玄謙信の以より大將
 軍ハかけ引の指圖をよる斗りて自身手をかりて戦
 ありはあは是ハ充あるる軍法ハは時代備りて
 敵の首を切り持来るは生くる人を切る人を切る

大將麻札は腰に凱陣の肴旗出し、延をのむ可右とて
勝負を争う。虎手は扇を皆ひらき持て扇つひあつて
と二重のつみ時を法軍勢一面にあつと、智をあらう。是も
虎の方より、虎をあげ、初は、とて、今も世のこと
は、我ら理屈あるを、虎扇をつら、い、め、と、き、より
ゆゑ、詞あり

一 草席シ、マルモ圓は大的小の形を、作れと云流、痛馬、笠、大追物
の形、する上の作れと云、作れとい、馬勢古の、る、作、たる、物、

一 式の大船と云、將軍、家、よ、し、正月、は、射、場、始、ま、る、親、部、を
正、し、て、射、を、式、の、大、船、と、云、と世神拜的又ハ太平洋的あり
云ハ漢ハ古代者トモキキ

一 式の大船の耐才一番は、大派、よ、出、て、射、人、を、弓、太、麻、と、云、ゆ
幾、書、も、射、て、越、の、終、り、の、つ、ら、弓、を、せ、き、う、つ、ら、と、云、

一 近世弓の作れ、あ、の、い、ま、は、け、い、を、つ、ら、と、云、設、人、を、弓、
太、麻、と、云、ま、る、と、云、設、人、を、矢、太、郎、と、云、大、ハ、あ、や、り、
弓、太、郎、ハ、た、い、だ、と、云、一、番、の、大、お、の、射、子、を、三、手、奉、行
り、る、ハ、あ、ら、び、矢、太、郎、と、云、名、臣、古、者、と、云、る、ハ、笑、へ、

一 庭訓、継、来、よ、三、手、接、と、云、九、の、手、接、と、云、
入、て、よ、む、ハ、誤、ハ、東、鑑、よ、三、尺、手、接、ハ、的、を、三、流、の、作、り、物、と
記、し、た、り、同、書、よ、三、尺、も、あり、三、尺、と、同、く、其、ハ、三、尺、も
ナ、ン、サ、ク、と、云、九、モ、サ、ン、サ、ク、と、三、流、の、作、り、物、皆、射、に、是、

一 團的オチな落とさるる或ハ勝チヨリと云るるある矢代オチのハ

矢二ツ守りつけて並之人殺すあれハ矢一ツあるハ二ツを

ハ一ツ並て是を落と云 ハ指ハ一手中ハ 四手中ある 可礼秘傳書云

升田傳書の中 小笠原清元の記 落を勝と云る處流ハハ云いハ落と云

落ハ人好む討ハ上矢の落下矢の落と云く元來勝と云

ハ是れの中ハ古射手あざりて一時の勝ハ老て弓をひ

こび是れもさう中よりさうバせめてハ射ひあつと仕ん

こ何れも志すを射ハ勝と云く冤的ウチの少者云冤

的の時括りしるるヤる是ハ本武家事也と射ハ他ハ

この武射也の射手さう一ふハ射也を云ふ是ハ射手也

人見物あざりる人のさるる一向の畧倭云く冤的の次第云

射ひりれる是ハ射手の外見物人あとの内より或扇或草

木の葉かと持て組合もの有り是れハ先矢代を右の方

と並て射を取リ矢代のため交合せる射を下矢代は

並て右の矢あり始のこととす也合し矢一本ツねさ左の

おの上へありあつと何本見も右と通り志りハ五本より

へさハ一人と矢代と一ハあつと有り若上矢代は

かふる所とも下矢代はあつとさる又云ねつハ落と同

一本通りハ二矢二本中りハ四矢と云

一 神事の百子のハこまを思く事也武田家の書見

元より小笠原存射の書よりハコトヲ考へて思へば此考の如く

一 箭おきの物と云ハ箭起の物ハ山神をとり伏して居る

獸起て我あ(走り来るを射る)射の時走り起の物を射る

一 射よりのおと云ハ鳥も獸も引目おんころ四目おとの物

よしてハ射ましく征矢かりまことより矢かろ矢の新よて

射よりを云へ 射よりのおおきのおの事

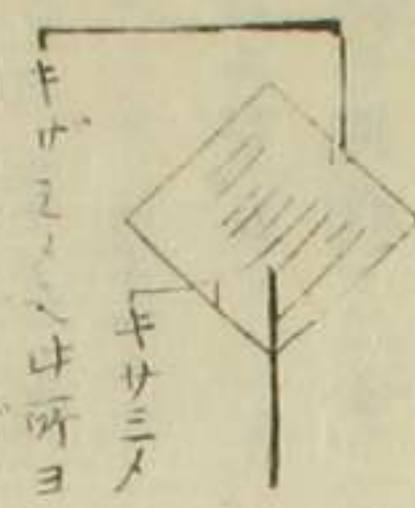
一 狩とげろ云ハ麻物に張るるも(以外の物をハ何物と

云へ 古代ハ麻の弓を云へ云へハ狩格の弓を云へ云ハあま

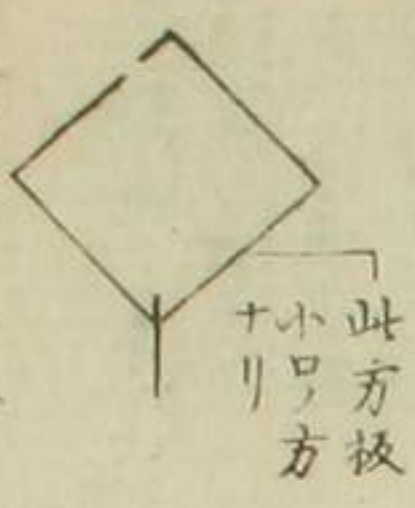
狭物の弓射法持長記云狭物の弓四寸の板を二不きぶとて

切目をあの下へあて串ハ入りたる和をうを長く向をハ程

狭物表ノ圖



狭物表ノ圖



表ノ方ニハキガ
ミ、無之

切て角をもきとて土の上四寸よこ三寸より三寸をさの程
七杖よ赤七杖よ可立之又射傍拾遺抄云狭物と云ハ何
れも串又狭物に射る物を云へ然れも先ハ方四寸の杉板を
兩の端をききとて射を立之又同持長記云四寸と云ハ(折)ち
キのめちをきき四寸より一ツを立方を四寸と云へ夫人
四寸を立ても作あハ是をて立ても(折)ち五寸も作あハ
方四寸の板を立之又弓馬故実云狭物といハ板を狭て
射る(槍)之若ハ四寸四方より立之(四)寸と云ハ四寸四方之是も昔ハ
今ハ八寸四方より立之(四)寸と云ハ四寸四方之是も昔ハ
四寸四方を二ツ切ると(真)丈云々の文は接て扱ふ狭物

昔ハ杉又ハ栲の板を四寸四方ニ切てうろハ二不刻めを付て
 立一之板板ハワゴヲ斬りて板を切て作之又四寸と云ハワゴ
 と斬りて板を切て作之と云ハ各一折板オニキハ八寸四方ノ外
 角ノ書ハ中角ト
 ありし十文字ハ切れハ四寸又あるその一切れ四寸四方ノ板物
 大サハ同ノ板物ト云ハ板物を四寸ハ切板四寸ノ板物
 有之寸ハ一ノ寸ハ四寸ハ一ノ寸ハ板物を作之を式
 ノ板物ト云ハ板物を四寸ハ切之を四寸ト云ハ大サハ同板物
 とも右ノ差別あり然るハ後ハ四寸四方あり余りハちいさき
 とも八寸四方の板又ハ八寸四方の板物を立始め一板物と云ハ
 ちいさくして四寸の寸板物の尺説出之四寸四方を二寸ハ

式の換物ト云ハ
 式の換物ト云ハ
 之ハ寸板物の中
 又又本本外
 ありともみま
 るをも換物ト
 云ハ一ノ板を
 してしんるハ
 寸四方の板をハ
 式の換物ト云ハ

とも云四寸ハ何を四寸ハ云うるも云
 換りありて書ハ記ハた起すまうくハ是ハ式の換物
 四寸四方を止て八寸四方又云ハ一ノ板と云ハ持
 長記ハ云ハ不正説ハ式の換物ト四寸との差別甚
 明ニ信止一他の書ハ記ハ不ハ換物ハ八寸四方ハ一
 以後の説ハ何れも用之

一 的射。射家初ハ出射物を大初と云ハ後ハ出射物を
 せきと云ハ射一番初ハ出射物の初ハ射物大初と云ハ
 知れしと云ハ射物初ハ射物をせきと云ハせきハせき
 かきると云ハ射物を射物初ハ射物を射物初と云ハ射物

世日天皇出御南殿覽射毬番長以上各十人左右近衛左右
 兵衛官人并廿人為二番皆著褐冠立南階前右大臣兼家公
 玉出庭申之間皆競射之各二番九勝本胡村上天皇康保二
 年六月七日於弘徽殿有競馬夏次作物所立毬童歩進列主
 藤原■投毬子十度右勝西官西玉三亦毬了り劉向別錄云
 亦毬皆黃帝所造本因兵執而為之唐主書一最經人字引也惠琳音義引書云
 亦毬又丸也或亦或騎馬以杖擊而爭之為戲也倭名抄
 云雜藝類亦毬三石師說云馬利立智毛丸亦者也毬杖辨色立成云骨
 槌ハ亦毬曲杖也ト何リ

一 的ハ亦ハ毬ハ曲杖也ト何リ
天文永久六云來十六日

的ハ亦ハ毬ハ曲杖也ト何リ
 的ハ亦ハ毬ハ曲杖也ト何リ

筒井殿山宿也

と云古案ありあき事と云洋ありす此色ともいふ物を
 射るるをふき事ありといひ物ありま今世云あき事的
 かさる一則く一もの畧式より射るを云ある一且下の的
 のこゝ相手を定め射あはれいへといふこと今世の
 中りまいたのいよかけ物をもを云へるある物なり

